

# 令和 8 年度 当初予算案等説明資料

1. 総務企画局所管予算案	1
(1) 総括	1
(2) 一般会計（歳入）	2
(3) 一般会計（歳出）	6
(4) 債務負担行為	8
(5) 令和8年度 総務企画局重要施策	10
(6) 款項目別説明資料	20
2. 条例案の概要	37
(1) 議案第 48 号 福岡市行政手続きにおける特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 に関する条例の一部を改正する条例案	37
(2) 議案第 49 号 福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案	42
(3) 議案第 50 号 福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例案	43
(4) 議案第 51 号 福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例案	74
(5) 議案第 71 号 福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する 条例の一部を改正する条例案	76
(6) 議案第 85 号 法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案	78
3. 組織編成案	81

総務企画局



# 1. 総務企画局所管予算案

## (1) 総括

(単位:千円)

区分	令和8年度予算額 (A)						
	歳入	歳出	財源内訳				一般財源
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	2,576,790	28,881,321	1,421,259	64,000	1,091,531	26,304,531	

(単位:千円)

区分	令和7年度予算額 (B)						
	歳入	歳出	財源内訳				一般財源
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	3,887,398	28,058,612	3,189,853	49,000	648,545	24,171,214	

(単位:千円)

区分	差引増減 (令和8年度予算額:A) - (令和7年度予算額:B)						
	歳入	歳出	財源内訳				一般財源
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	△ 1,310,608	822,709	△ 1,768,594	15,000	442,986	2,133,317	

## (2) 一般会計（歳入）

款・項	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)
(17) 使用料及び手数料	千円 5,347	千円 5,347
2 手数料	5,338	5,338
3 収入証紙収入	9	9
(18) 国庫支出金	1,296,103	2,021,129
2 国庫補助金	1,296,103	2,021,129
(19) 県支出金	125,156	1,168,724
3 委託金	125,156	1,168,724
(20) 財産収入	9,693	8,354
1 財産運用収入	9,660	8,174
2 財産売払収入	33	180
(21) 寄附金	7,718	3,840
1 寄附金	7,718	3,840

差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸率 (C)÷(B)	主な増減内容
千円 -	% -	千円
-	-	
-	-	
△ 725,026	△ 35.9	
△ 725,026	△ 35.9	デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく 補助金の減 △ 613,414 マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく 補助金の減 △ 79,795 社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱に基づく 補助金の減 △ 31,486
△ 1,043,568	△ 89.3	
△ 1,043,568	△ 89.3	統計調査費委託金の減 △ 1,043,568
1,339	16.0	
1,486	18.2	
△ 147	△ 81.7	
3,878	101.0	
3,878	101.0	

款・項	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)
(22) 繰 入 金	千円 451,562	千円 -
24 退職手当基金繰入金	451,562	-
(24) 諸 収 入	617,211	631,004
2 保険料収入	47,404	53,580
10 受託事業収入	317,857	271,395
12 雑 入	251,950	306,029
(25) 市 債	64,000	49,000
1 市 債	64,000	49,000
合 計	2,576,790	3,887,398

差引増減 (A)－(B) (C)	対前年度 伸率 (C)／(B)	主な増減内容
千円 451,562	% 皆増	千円
451,562	皆増	退職手当基金受入金の増 451,562
△ 13,793	△ 2.2	
△ 6,176	△ 11.5	
46,462	17.1	電子計算機による計算業務等の受託収入の増 45,605
△ 54,079	△ 17.7	下水道事業会計退職手当負担金の減 △ 29,996 国勢調査用借上事務室の敷金返還金の減 △ 17,275
15,000	30.6	
15,000	30.6	デジタル活用推進事業に充当する起債の増 64,000 児童福祉施設整備事業に充当する起債の減 △ 49,000
△ 1,310,608	△ 33.7	

### (3) 一般会計（歳出）

款・項	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)
(2) 総務費	千円 28,881,321	千円 28,058,612
1 総務管理費	28,579,284	26,486,854
5 統計調査費	302,037	1,571,758
合 計	28,881,321	28,058,612

差引増減 (A)－(B) (C)	対前年度 伸率 (C)／(B)	主な増減内容
千円 822,709	% 2.9	千円
2,092,430	7.9	給与費等(市長、副市長及び一般職職員)の増 1,421,414 システム運用・保守経費の増 1,410,956 DXの推進経費の減 △ 1,073,780
△ 1,269,721	△ 80.8	一般職職員給与費等の減 △ 208,126 委託統計調査に要する経費の減 △ 1,060,843
822,709	2.9	

#### (4) 債務負担行為

会計名	事 項	期 間	限 度 額
一 般 会 計	システム刷新事業に係る インフラ共通基盤整備 (令和8年度増設分)	令和9年度から  令和10年度まで	令和9年度以降  1,794,068
	システム刷新事業に係る インフラ共通基盤整備 (継続利用分)	令和9年度	令和9年度  567,732

左の財源内訳			
特定財源			一般財源又は 当該事業財源
国県支出金	地方債	その他	
-	-	-	1,794,068
-	-	-	567,732

## (5) 令和8年度総務企画局重要施策

上段 令和8年度予算額  
 (下段 令和7年度予算額)

★：新規 ☆：拡充

### ① 福岡市総合計画の推進

基本計画に掲げる施策について、事業の進捗状況や指標の達成状況等を踏まえながら進行管理を行い、基本構想に掲げる都市像の実現に向けて施策事業の着実な推進を図る。

9,393 千円

主な事業

( 19,300 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の主な取組み
総合計画進行管理	8,490	基本計画に掲げる市民意識の調査や施策評価等、総合計画の進行管理を行っている。	基本計画に掲げる市民意識の調査や施策評価等を実施する。
Well-being 及び SDGs 推進 事業	903	SDGs の普及・啓発に取り組むとともに、「福岡市 Well-being & SDGs 登録制度」により、働く人の Well-being の向上と SDGs の達成に向けて取り組む企業を支援している。	SDGs の普及・啓発に取り組むとともに、「福岡市 Well-being & SDGs 登録制度」の浸透を図る。

## ② プロジェクトの推進

生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を創り出すため、局横断的な重要課題等に対応したプロジェクトについて、全市的観点から各局事業の調整や進行管理を行うことなどにより、推進を図る。

202,188 千円

主な事業

( 203,783 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の主な取組み
ユニバーサル都市・福岡の推進	7,913	ユニバーサル都市・福岡の実現をめざし、児童向けウェブ教材の作成やユニバーサルデザインに関するイベントの実施など、普及・啓発に取り組んでいる。	ユニバーサル都市・福岡の実現をめざし、様々な媒体を活用した広報を行うなど、ユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組む。
地域ポイント事業	58,548	モデル校区での実証を通して課題の抽出や改善を行い、市民の地域活動などを支援する仕組みの構築・運用に取り組むとともに、ポイント付与の対象活動や特典の拡充を進めている。	地域と連携した広報や特典の充実を図り、利用者や導入校区を拡大するとともに、運用の改善・見直しに取り組む。
農山漁村地域など市街化調整区域の活性化	50,000	地域主体の取組みを支援するとともに、土地利用規制の緩和を契機とした、地域産業の振興に繋がるビジネスの創出に向けて、地域住民との対話や民間事業者への情報発信、国補助の活用などに取り組んでいる。	活性化に向けた地域主体の取組みを支援するとともに、国補助を活用した地域産業の振興に繋がる新たなビジネス創出に対する支援などを推進する。
産学官民連携による国際競争力強化	35,000	福岡地域戦略推進協議会において、産学官民連携のプラットフォームの活用により、新たなプロジェクトの立ち上げ支援を行うなど、地域の成長に資する取組みを進めている。	産学官民が連携するプラットフォーム機能を活かし、さらなる事業化の支援を行うなど、地域の成長に資する取組みを進める。
国家戦略特区の推進	8,147	「グローバル創業都市・福岡」の実現のため、国等と共同で区域会議の開催及び区域計画の策定を行うなど、「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」の活用に関する調整を行うとともに、市民への情報発信などに取り組んでいる。	国等と共同で区域会議の開催及び区域計画の策定を行うとともに、市民への情報発信などに取り組むほか、認定を受けた区域計画に基づき、各局が実施する特区関連事業の推進をサポートする。

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の主な取組み
中高生の多様な 職業体験機会等 の創出	5,027	出前授業や職業体験など、地場企業等と連携した教育プログラムの実施により、中学生・高校生が将来について考える機会の創出に取り組んでいる。	地場企業や大学・専門学校等と連携し、中学生・高校生が将来について考える機会を創出する。

### ③ 国際施策の推進

姉妹都市をはじめとする海外諸都市との交流や、国際機関との連携等を通して、福岡市のプレゼンスを高めるとともに、在住外国人への生活ルール・マナーの啓発や相互理解の促進など日本人にも外国人にも住みやすく活動しやすいまちづくりや、グローバル人材育成・定着の取組みを推進する。

571,744 千円

主な事業

( 391,228 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の主な取組み
★ 日本人大学生 留学奨学金	28,805	—	海外留学を希望する人材を応援・後押しするため、福岡よかトピア国際交流財団が実施する日本人大学生留学奨学金（グローバルチャレンジ応援奨学金）の対象者拡大を支援する。
☆ アジア太平洋 都市サミット	164,217	平成6年の設立以降14回の市長会議を開催し、会員都市を15か国34都市まで拡大しながら、都市の課題解決に取り組んでいる。	国連ハビタットアジア太平洋地域統括福岡本部と共同で、第15回アジア太平洋都市サミットを10月に福岡市で開催する。
姉妹都市交流推進 事業	48,594	姉妹都市との相互理解を促進する事業や、姉妹都市としての関係を活用した経済交流事業等を実施している。	ニュージーランド・オークランド市との40周年事業などを通して、姉妹都市とのさらなる相互理解を促進するとともに、経済交流事業等を実施する。
福岡アジア文化 賞事業	35,194	これまでに、28か国・地域の130名の研究者や文化人に贈賞し、授賞式や市民フォーラム、学校訪問等を実施した。	優れた受賞者を選考し、授賞式や市民フォーラム、学校訪問等を実施する。
在住外国人に 関する取組強化	61,905	生活情報の提供や生活ルール・マナーの紹介、区役所等の多言語対応のほか、地域の国際交流、日本語教育、区における取組みを推進している。	生活ルール・マナーの啓発や情報発信、地域での交流や、日本語教育を推進するほか、区における取組みを強化する。
グローバル人材 育成・留学生 支援事業	12,495	SNS等による情報提供や奨学金事業、インターンシップ事業、留学生・地元企業双方へのセミナーの実施など、グローバル人材の育成・定着促進に取り組んでいる。	奨学金事業やインターンシップ事業、各種セミナー等の実施により、引き続き留学生の地元定着、グローバル人材育成・支援に取り組む。

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の主な取組み
福岡よかトピア 国際交流財団 事業	120,321	福岡市の国際施策を担う機関として、市民の国際交流の促進、在住外国人の支援やグローバル人材の育成などを推進している。	福岡市外国人総合相談支援センターの運営のほか、地域の日本語教育の支援や国際交流の推進などに取り組む。

#### ④ 広域行政の推進及び水資源対策

圏域内の17市町で構成する福岡都市圏広域行政推進協議会を中心として、暮らしやすく、安全安心で、魅力と活力ある福岡都市圏づくりを推進するとともに、WITH THE KYUSHUの理念のもと、より広域的な視点に立って、九州各地域との連携を図る。

また、福岡都市圏に共通する水問題の解決に向けて、関係自治体が一体となり、総合的な水対策を推進する。

21,089 千円

主な事業

( 19,861 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の主な取組み
都市圏広域行政	4,019	福岡都市圏広域行政推進協議会において、広域行政計画に基づく共同事業の推進や、国・県に対する提言活動などに取り組んでいる。	共同事業の推進や関係機関に対する提言活動に取り組み、圏域における広域行政を推進する。
福岡都市圏広域行政事業組合運営経費	14,529	都市圏の共同事業を行う福岡都市圏広域行政事業組合に対し、その運営に係る負担金を支出している。	都市圏の共同事業を行う福岡都市圏広域行政事業組合に負担金を支出する。
九州各地域との連携の推進	1,205	九州広場の活用などにより九州各地域との交流連携を推進するとともに、北九州市や熊本市、鹿児島市などの他都市と連携し、市民サービスの向上や観光振興など様々な分野で連携事業を実施している。	九州各地域との連携事業を推進する。
福岡都市圏総合水対策の推進	631	都市圏共通の課題である水問題に取り組むため、福岡都市圏広域行政推進協議会において、水に関する調査研究や国・県に対する提言などを実施している。	都市圏の総合的な水対策推進のための調査研究や国・県等関係機関への提言活動など、都市圏一体となった活動を実施する。

## ⑤ DXの推進

市民の利便性向上、行政事務の効率化を図るため、「福岡市DX戦略」に基づき、十分なセキュリティの確保のもと、行政手続きや市民サービスのデジタル化、オンライン化、データの利活用などDXに関する取組みを推進するとともに、AIなどの最先端技術の活用を促進する。

また、社会保障・税番号制度への対応やシステム刷新など、各種情報化施策を推進する。

3,554,318 千円

主な事業

( 4,628,098 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の主な取組み
ノンストップ 行政の推進	75,100	オンライン申請に対する結果通知等のデジタル化を進めるとともに、離島などの公民館等から遠隔で相談等を可能とする「リモート窓口」の運用などに取り組んでいる。	結果通知等のデジタル化の推進などにより、行政手続きや市民サービスのデジタル化・オンライン化に一層取り組む。
★ AI活用推進 事業	55,809	—	市情報サイトへのAIチャットボットの搭載やAI電話の導入などにより市民サービスの向上及び業務効率化に取り組む。
デジタルを活用 した業務効率化 の推進	73,343	庁内業務へのRPA(※)やAI-OCR、ノーコードツールの活用推進に取り組んでいる。	庁内業務へのRPAやAI-OCR、ノーコードツールの活用により、業務効率化を一層推進する。
働き方DXの推進	124,065	多様な働き方を推進するためのテレワーク環境の拡充や、各職場におけるDXの取組みを牽引するデジタル人材の育成などに取り組んでいる。	テレワークの利用推進やデジタル人材の育成など、業務効率化と生産性向上に関する取組みを一体的に進める。
データ連携基盤	170,190	データ連携基盤を活用したポータルサイト「ふくおかサポート」から子育てや教育、福祉などのプッシュ型の情報提供等を行っている。	データ連携基盤を活用したポータルサイト「ふくおかサポート」におけるプッシュ型の情報提供等について、機能拡充によりさらなる利便性の向上に取り組む。
システム刷新	1,994,177	特別児童扶養手当システムの構築を令和8年1月に完了した。また、子ども・子育て支援、介護保険、健康管理及び税システムの構築等に取り組んでいる。	子ども・子育て支援、介護保険、健康管理及び税システムの構築等を引き続き行うとともに、国民健康保険システム等の要件定義等を実施する。

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の主な取組み
自治体情報システム標準化対応経費	193,809	自治体情報システム標準化に対応するため、国が示した標準仕様書に基づき、システム改修等を実施している。	自治体情報システム標準化に対応するため、国が示した標準仕様書に基づき、データ連携機能の改修等に取り組む。
番号制度対応経費	690,314	各区役所・出張所にマイナンバーカード総合窓口を設置するとともに、公民館等において申請出張サポートを実施している。また、社会保障・税番号制度に係るシステム運用及び改修を行っている。	引き続き、マイナンバーカード総合窓口や申請出張サポートを実施するとともに、社会保障・税番号制度に係るシステム運用及び改修を行う。

※ RPA：パソコンで行う定型的な作業を自動化する技術

## ⑥ 効果的・効率的な行政運営の推進

社会経済情勢や市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、「行政運営プラン」に基づき、これからの時代にふさわしい行政サービスの提供と効果的・効率的な行政運営に向けた取組みを推進する。

4,812 千円

主な事業

( 180,030 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の主な取組み
効果的・効率的な行政運営の推進	4,812	行政運営プランを策定し、区役所の定型業務を集約・委託する行政事務センターの運営など、効果的・効率的な行政運営の推進に取り組んでいる。	行政運営プランに基づき効果的・効率的な行政運営の推進に取り組む。

### ※市民局へ事業移管

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の主な取組み
行政事務センターの運営	178,659	区役所の定型業務を集約・委託する行政事務センターを運営している。	区役所の定型業務を集約・委託する行政事務センターを運営する。

## ⑦ 情報公開及び個人情報保護

情報公開については、公文書公開請求制度の適正な運用とともに、市政に関する情報の市民への迅速かつ積極的な公表・提供を図る。

また、個人情報保護については、個人情報開示請求などの制度の運用を通して、個人情報の適正な取扱いの徹底を図る。

9,405 千円

( 9,070 千円 )

主な事業

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の主な取組み
情報公開制度 運営経費	2,236	情報公開審査会の開催のほか、職員の意識向上を目的に研修等の実施、会議開催や主要事業実施状況の情報公表・提供等の推進を行っている。	審査会の円滑な運営や、職員の意識向上に努めるとともに、公文書公開請求制度の適正な運用と情報公表・提供施策の充実を図る。
個人情報保護 制度運営経費	7,169	個人情報保護審議会の開催のほか、職員の意識向上を目的に研修等の実施、個人情報ファイル簿による保有状況の公表などを行っている。	審議会の円滑な運営や、職員の意識向上に努めるとともに、開示請求やファイル簿の公表などの制度の運用により、個人情報の適正な取扱いの徹底を図る。

## ⑧ 人事・給与制度、人材育成及び福利厚生

職員の意欲や能力と実績を踏まえ、適材適所及び人材育成の観点に立った人事異動を実施するとともに、公務員倫理の保持や心理的安全性が高い職場環境づくりに努める。また、職員の研修実施や職場研修の支援等により、職員の能力と意欲の向上を図る。

さらには、職員の給与その他の勤務条件を整備するとともに、職員が健康で安心して働くことができるよう安全衛生を推進する。

527,386 千円

主な事業

( 523,440 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	8年度の主な取組み
人事・給与制度 関連経費	311,891	職員の任免、人事異動、服務指導を行うとともに、会計年度任用職員制度など人事制度及び職員の給与制度等の勤務条件に関する検討・整備等により、職員の能力と意欲の向上に取り組んでいる。	職員の任免、人事異動、服務指導を行うとともに、人事制度及び職員の給与制度等の勤務条件に関する検討・整備等により、職員の能力と意欲の向上に取り組む。
人材育成経費	39,432	管理職のマネジメント支援の強化や職場の活性化、女性職員の活躍推進を図るため研修を充実するとともに、派遣研修の実施や自主研修の支援を行っている。	管理職のマネジメント支援の強化や職場の活性化、女性職員の活躍推進を図るため研修を充実するとともに、派遣研修の実施や自主研修の支援を行っていく。
職員の安全衛生、 福利厚生経費	176,063	職員の安全衛生の管理に努めるとともに、福岡市職員共済組合及び福岡市職員厚生会において、各種福利厚生事業を実施している。	職員の安全衛生の管理に努めるとともに、福岡市職員共済組合及び福岡市職員厚生会において、各種福利厚生事業を実施していく。

(6) 款項目別説明資料  
ア. 一般会計（歳入）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A) 千円	令和7年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
59	17 使用料及び 手 数 料	2 手数料	1 総務手数料	5,338	5,338	-
64		3 収入証紙 収 入	1 収入証紙 収 入	9	9	-
69~71	18 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総 務 費 国庫補助金	1,296,103	2,021,129	△ 725,026
98	19 県支出金	3 委 託 金	1 総 務 費 委 託 金	125,156	1,168,724	△ 1,043,568

(単位：千円)

対前年度 伸 率 (C) / (B) %	説 明  ( ) 内は前年度予算額
-	行政不服審査法に基づく書面等交付手数料 1 ( 1 ) 個人情報保護法に基づく匿名加工情報手数料 5,337 ( 5,337 )
-	契約履行証明書発行手数料
△ 35.9	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金 9,600 ( 9,600 ) 地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく交付金 800 ( 800 ) 地域経済循環創造事業交付金交付要綱に基づく交付金 20,000 ( 20,000 ) 外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく交付金 10,000 ( 10,000 ) 教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金 11,828 ( 11,394 ) マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく補助金 518,945 ( 598,740 ) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱に基づく補助金 - ( 31,486 ) デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金 713,155 ( 1,326,569 ) 新しい地方経済・生活環境創生交付金交付要綱に基づく補助金 - ( 12,540 ) 地域未来交付金制度要綱に基づく交付金 11,775 ( - )
△ 89.3	統計調査費委託金 経済センサス活動調査 123,965 ( 2,520 ) 国勢調査 500 ( 1,165,343 ) 学校基本調査 334 ( 334 ) 経済センサス調査区管理 110 ( 110 ) 統計調査員確保対策事業 247 ( 198 ) 農林業センサス - ( 219 )

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A) 千円	令和7年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
101	20 財産収入	1 財産運用 収 入	1 財産貸付 収 入	6,478	6,169	309
104			2 利子及び 配 当 金	3,182	2,005	1,177
105		2 財産売払 収 入	2 物品売払 収 入	33	180	△ 147
107	21 寄 附 金	1 寄 附 金	1 総 務 費 寄 附 金	7,718	3,840	3,878
116~117	22 繰 入 金	24 退職手当 基金繰入金	1 退職手当 基金繰入金	451,562	-	451,562
118	24 諸 収 入	2 保険料収入	1 保険料収入	47,404	53,580	△ 6,176
122		10 受託事業 収 入	1 総務費受託 事業収入	317,857	271,395	46,462
127		12 雑 入	12 その他の 雑 入	251,950	306,029	△ 54,079
128~129	25 市 債	1 市 債	1 総 務 債	64,000	49,000	15,000
歳 入 合 計				2,576,790	3,887,398	△ 1,310,608

(単位：千円)

対前年度 伸 率 (C) / (B) %	説 明	( ) 内は前年度予算額	
5.0	福岡市国際会館の貸付収入		
58.7	退職手当基金から生じる利子収入 株式会社ジェイコム九州出資金に対する配当金	3,182 ( ) - ( )	- ) 2,005 )
△ 81.7	FUKUOKA NEXTグッズの販売収入 統計刊行物の販売収入	30 ( ) 3 ( )	30 ) 150 )
101.0	留学生支援事業に対する寄附金 アジア太平洋都市サミットに対する寄附金 青少年国際交流事業に対する寄附金	1,218 ( ) 4,000 ( ) 2,500 ( )	3,840 ) - ) - )
皆増	退職手当の財源に充当するための基金受入金	451,562 ( )	- )
△ 11.5	雇用保険法に基づく保険料収入 厚生年金保険法に基づく保険料収入	3,851 ( ) 43,553 ( )	4,361 ) 49,219 )
17.1	電子計算機による計算業務等の受託収入 庶務事務処理に伴う受託収入 総務事務センター運営に伴う受託収入	291,584 ( ) 21,952 ( ) 4,321 ( )	245,979 ) 21,787 ) 3,629 )
△ 17.7	(主な内訳) 派遣職員の人件費相当分収入 下水道事業会計退職手当負担金 国勢調査用借上事務室の敷金返還金	170,722 ( ) 33,820 ( ) - ( )	177,579 ) 63,816 ) 17,275 )
30.6	児童福祉施設整備事業に充当する起債 デジタル活用推進事業に充当する起債	- ( ) 64,000 ( )	49,000 ) - )
△ 33.7			

## イ. 一般会計（歳出）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予算額 (A) 千円	令和7年度 予算額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
138～147	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	14,499,862	13,177,963	1,321,899
148～151			2 人事管理費	610,251	588,668	21,583

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明  ( ) 内は前年度予算額
10.0	<p>1 給与費等(市長、副市長及び一般職職員) 14,204,028 (12,782,614)  ※退職手当を含む  特別職職員(市長、副市長)、一般職職員・1,333人(うち会計年度任用職員・13人)</p> <p>関連歳入</p> <p>(22) 繰入金 451,562  退職手当基金受入金</p> <p>(24) 諸収入 252,710  雇用保険料収入 1,970  厚生年金保険料収入 12,172  その他の雑入 238,568</p> <p>2 非常勤職員の公務災害等補償経費 3,875 (3,352)</p> <p>3 法制、文書その他総務事務経費 283,965 (87,785)  ア 法制事務経費 28,613 (27,739)  イ 文書事務経費 234,877 (39,543)  ウ 情報公開に関する経費 2,236 (1,888)  エ 個人情報保護に関する経費 7,169 (7,182)  オ その他の経常事務費 11,070 (11,433)</p> <p>関連歳入</p> <p>(17) 使用料及び手数料 5,338  行政不服審査法に基づく書面等交付手数料 1  個人情報保護法に基づく匿名加工情報手数料 5,337</p> <p>(24) 諸収入 24,995  電子計算機による計算業務等の受託収入 23,607  その他の雑入 1,388</p> <p>4 効果的・効率的な行政運営の推進 4,812 (181,398)  ア 効果的・効率的な行政運営の推進 4,812 (180,030)  イ 公正な職務の推進 - (1,368)</p> <p>5 その他の経費 3,182 (122,814)  関連歳入</p> <p>(20) 財産収入 3,182  退職手当基金利子収入</p>
3.7	<p>1 一般職職員給与費等 82,865 (65,228)  一般職職員・18人(うち会計年度任用職員・18人)</p> <p>関連歳入</p> <p>(24) 諸収入 6,300  雇用保険料収入 353  厚生年金保険料収入 5,947</p> <p>2 人事、労務経費 311,891 (325,920)  ア 職員の貸与被服費 51,522 (29,820)  イ その他の事務費 260,369 (296,100)</p> <p>関連歳入</p> <p>(24) 諸収入 31,195  庶務事務処理に伴う受託収入 21,952  総務事務センター運営に伴う受託収入 4,321  その他の雑入 4,922</p>

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A) 千円	令和7年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
164～167						
			10 企画調整費	410,341	411,437	△ 1,096

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明  ( ) 内は前年度予算額
	<p>3 人材育成経費 39,432 ( 39,432 )</p> <p>ア 職員の研修経費 34,246 ( 34,080 )</p> <p>イ 運営管理費 5,186 ( 5,352 )</p> <p>〔 関連歳入 〕</p> <p>(24) 諸収入 373</p> <p>その他の雑入</p> <p>4 職員の福利厚生経費 176,063 ( 158,088 )</p> <p>ア 安全衛生管理経費 75,993 ( 59,715 )</p> <p>イ 福岡市職員共済組合負担金 61,452 ( 60,346 )</p> <p>ウ 福岡市職員厚生会交付金 22,044 ( 20,461 )</p> <p>エ 福岡市職員共済組合交付金 16,429 ( 17,421 )</p> <p>オ その他の経費 145 ( 145 )</p>
△ 0.3	<p>1 一般職職員給与費等 30,280 ( 28,398 )</p> <p>一般職職員・7人(うち会計年度任用職員・7人)</p> <p>〔 関連歳入 〕</p> <p>(24) 諸収入 2,294</p> <p>雇用保険料収入 127</p> <p>厚生年金保険料収入 2,167</p> <p>2 福岡市の政策に関する調査・企画及び調整経費 176,537 ( 177,920 )</p> <p>ア 福岡市総合計画の推進経費 9,393 ( 19,300 )</p> <p>イ 福岡市の施策に関する総合調整経費 48,282 ( 43,288 )</p> <p>ウ 広域行政の推進経費 19,753 ( 18,525 )</p> <p>エ 福岡アジア都市研究所経費 99,109 ( 96,807 )</p> <p>〔 関連歳入 〕</p> <p>(20) 財産収入 30</p> <p>物品売払収入</p> <p>(24) 諸収入 802</p> <p>その他の雑入</p> <p>3 プロジェクトの推進経費 202,188 ( 203,783 )</p> <p>〔 関連歳入 〕</p> <p>(18) 国庫支出金 42,175</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金 9,600</p> <p>地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく交付金 800</p> <p>地域経済循環創造事業交付金交付要綱に基づく交付金 20,000</p> <p>地域未来交付金制度要綱に基づく交付金 11,775</p> <p>4 水資源対策経費 1,336 ( 1,336 )</p>

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予算額 (A) 千円	令和7年度 予算額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
166~171			11 情報化推進費	12,319,014	11,757,421	561,593
170~171			12 基地対策費	1,276	1,276	-

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明 ( ) 内は前年度予算額																																																																																																																																																																
4.8	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="395 331 419 365">1</td> <td data-bbox="419 331 1034 365">一般職職員給与費等</td> <td data-bbox="1050 331 1145 365">136,566</td> <td data-bbox="1209 331 1369 365">( 123,394 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 365 1034 398">一般職職員・28人(うち会計年度任用職員・28人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 398 1161 432">[ 関連歳入 ]</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="419 432 619 465">(18) 国庫支出金</td> <td data-bbox="1050 432 1145 465">74,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 465 1161 499">マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 499 1161 533">補助金</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="419 533 571 566">(24) 諸収入</td> <td data-bbox="1050 533 1145 566">10,443</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 566 1161 600">雇用保険料収入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1098 566 1145 600">591</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 600 1161 633">厚生年金保険料収入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1066 600 1145 633">9,852</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="395 645 419 678">2</td> <td data-bbox="419 645 1034 678">DXの推進経費</td> <td data-bbox="1050 645 1369 678">3,554,318 ( 4,628,098 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 678 1161 712">[ 関連歳入 ]</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="419 712 619 745">(18) 国庫支出金</td> <td data-bbox="1050 712 1145 745">1,158,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 745 1161 779">マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 779 1161 813">補助金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1050 779 1145 813">444,845</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 813 1161 846">デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1050 846 1145 880">713,155</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="419 880 571 913">(24) 諸収入</td> <td data-bbox="1050 880 1145 913">12,010</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 913 1161 947">電子計算機による計算業務等の受託収入</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="419 947 507 981">(25) 市債</td> <td data-bbox="1050 947 1145 981">60,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 981 1161 1014">デジタル活用推進事業に充当する起債</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="395 1025 419 1059">3</td> <td data-bbox="419 1025 1034 1059">システム運用・保守経費</td> <td data-bbox="1050 1025 1369 1059">5,490,399 ( 4,079,443 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 1059 1161 1093">[ 関連歳入 ]</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="419 1093 571 1126">(24) 諸収入</td> <td data-bbox="1050 1093 1145 1126">27,573</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 1126 1161 1160">電子計算機による計算業務等の受託収入</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="419 1160 507 1193">(25) 市債</td> <td data-bbox="1050 1160 1145 1193">4,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 1193 1161 1227">デジタル活用推進事業に充当する起債</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="395 1238 419 1272">4</td> <td data-bbox="419 1238 1034 1272">全庁OA関連経費</td> <td data-bbox="1050 1238 1369 1272">3,112,279 ( 2,901,197 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 1272 1161 1305">[ 関連歳入 ]</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="419 1305 571 1339">(24) 諸収入</td> <td data-bbox="1050 1305 1145 1339">228,394</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 1339 1161 1373">電子計算機による計算業務等の受託収入</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="395 1384 419 1417">5</td> <td data-bbox="419 1384 1034 1417">その他の事務経費</td> <td data-bbox="1050 1384 1369 1417">25,452 ( 25,289 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 1417 1161 1451">[ 関連歳入 ]</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="419 1451 699 1485">(17) 使用料及び手数料</td> <td data-bbox="1098 1451 1145 1485">9</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 1485 1161 1518">収入証紙収入</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="419 1518 571 1552">(24) 諸収入</td> <td data-bbox="1050 1518 1145 1552">280</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="419 1552 1161 1585">その他の雑入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1585 363 1653">-</td> <td data-bbox="363 1585 1385 1653">基地対策費</td> <td data-bbox="1050 1585 1145 1653">1,276</td> <td data-bbox="1209 1585 1369 1653">( 1,276 )</td> </tr> </table>	1	一般職職員給与費等	136,566	( 123,394 )		一般職職員・28人(うち会計年度任用職員・28人)				[ 関連歳入 ]				(18) 国庫支出金	74,100			マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく				補助金				(24) 諸収入	10,443			雇用保険料収入					591			厚生年金保険料収入					9,852			2	DXの推進経費	3,554,318 ( 4,628,098 )		[ 関連歳入 ]				(18) 国庫支出金	1,158,000			マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく				補助金					444,845			デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金					713,155			(24) 諸収入	12,010			電子計算機による計算業務等の受託収入				(25) 市債	60,000			デジタル活用推進事業に充当する起債				3	システム運用・保守経費	5,490,399 ( 4,079,443 )		[ 関連歳入 ]				(24) 諸収入	27,573			電子計算機による計算業務等の受託収入				(25) 市債	4,000			デジタル活用推進事業に充当する起債				4	全庁OA関連経費	3,112,279 ( 2,901,197 )		[ 関連歳入 ]				(24) 諸収入	228,394			電子計算機による計算業務等の受託収入				5	その他の事務経費	25,452 ( 25,289 )		[ 関連歳入 ]				(17) 使用料及び手数料	9			収入証紙収入				(24) 諸収入	280			その他の雑入			-	基地対策費	1,276	( 1,276 )
1	一般職職員給与費等	136,566	( 123,394 )																																																																																																																																																														
	一般職職員・28人(うち会計年度任用職員・28人)																																																																																																																																																																
	[ 関連歳入 ]																																																																																																																																																																
	(18) 国庫支出金	74,100																																																																																																																																																															
	マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく																																																																																																																																																																
	補助金																																																																																																																																																																
	(24) 諸収入	10,443																																																																																																																																																															
	雇用保険料収入																																																																																																																																																																
		591																																																																																																																																																															
	厚生年金保険料収入																																																																																																																																																																
		9,852																																																																																																																																																															
	2	DXの推進経費	3,554,318 ( 4,628,098 )																																																																																																																																																														
	[ 関連歳入 ]																																																																																																																																																																
	(18) 国庫支出金	1,158,000																																																																																																																																																															
	マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく																																																																																																																																																																
	補助金																																																																																																																																																																
		444,845																																																																																																																																																															
	デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金																																																																																																																																																																
		713,155																																																																																																																																																															
	(24) 諸収入	12,010																																																																																																																																																															
	電子計算機による計算業務等の受託収入																																																																																																																																																																
	(25) 市債	60,000																																																																																																																																																															
	デジタル活用推進事業に充当する起債																																																																																																																																																																
	3	システム運用・保守経費	5,490,399 ( 4,079,443 )																																																																																																																																																														
	[ 関連歳入 ]																																																																																																																																																																
	(24) 諸収入	27,573																																																																																																																																																															
	電子計算機による計算業務等の受託収入																																																																																																																																																																
	(25) 市債	4,000																																																																																																																																																															
	デジタル活用推進事業に充当する起債																																																																																																																																																																
	4	全庁OA関連経費	3,112,279 ( 2,901,197 )																																																																																																																																																														
	[ 関連歳入 ]																																																																																																																																																																
	(24) 諸収入	228,394																																																																																																																																																															
	電子計算機による計算業務等の受託収入																																																																																																																																																																
	5	その他の事務経費	25,452 ( 25,289 )																																																																																																																																																														
	[ 関連歳入 ]																																																																																																																																																																
	(17) 使用料及び手数料	9																																																																																																																																																															
	収入証紙収入																																																																																																																																																																
	(24) 諸収入	280																																																																																																																																																															
	その他の雑入																																																																																																																																																																
-	基地対策費	1,276	( 1,276 )																																																																																																																																																														

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A) 千円	令和7年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
182～185			18 国際化推進費	689,794	502,244	187,550
196～197			22 東京事務所費	48,746	47,758	988
198～199			▲ 恩給及び 退職年金費	-	87	△ 87

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明  ( ) 内は前年度予算額
37.3	<p>1 一般職職員給与費等 118,050 ( 111,016 )  一般職職員・23人 (うち会計年度任用職員・23人)</p> <p>〔 関連歳入 〕  (24) 諸収入 8,880  雇用保険料収入 503  厚生年金保険料収入 8,377</p> <p>2 国際交流事業費 48,594 ( 47,458 )  〔 関連歳入 〕  (21) 寄附金 2,500  青少年国際交流事業に対する寄附金  (24) 諸収入 3,750  その他の雑入</p> <p>3 国際化推進事業費 113,925 ( 111,190 )  〔 関連歳入 〕  (18) 国庫支出金 5,363  教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金  (21) 寄附金 1,218  留学生支援事業に対する寄附金</p> <p>4 拠点都市推進事業費 260,099 ( 115,043 )  ア 国際協力・連携事業費 224,905 ( 82,233 )  イ 福岡アジア文化賞事業 35,194 ( 32,810 )  〔 関連歳入 〕  (21) 寄附金 4,000  アジア太平洋都市サミットに対する寄附金</p> <p>5 国際交流財団事業費 149,126 ( 117,537 )  〔 関連歳入 〕  (18) 国庫支出金 16,465  外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく補助金 10,000  教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金 6,465  (20) 財産収入 6,478  建物等貸付収入  (24) 諸収入 807  その他の雑入</p>
2.1	<p>1 一般職職員給与費等 4,598 ( 4,331 )  一般職職員・1人 (うち会計年度任用職員・1人)</p> <p>〔 関連歳入 〕  (24) 諸収入 349  雇用保険料収入 19  厚生年金保険料収入 330</p> <p>2 国等との連絡及び情報の収集等東京事務所運営経費 44,148 ( 43,427 )  〔 関連歳入 〕  (24) 諸収入 1,060  その他の雑入</p>
皆減	退職職員の遺族に対する遺族扶助料 - ( 87 )

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予算額 (A) 千円	令和7年度 予算額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
214~215		5 統計調査費	1 統計調査 総務費	176,881	385,759	△ 208,878
214~217			2 委託統計 調査費	125,156	1,185,999	△ 1,060,843
歳 出 合 計				28,881,321	28,058,612	822,709

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明  ( ) 内は前年度予算額
△ 54.1	1 一般職職員給与費等 172,710 ( 380,836 ) 一般職職員・47人 (うち会計年度任用職員・32人) 関連歳入 (24) 諸収入 4,996 雇用保険料収入 288 厚生年金保険料収入 4,708 2 市勢統計に要する経費 4,171 ( 4,923 ) 関連歳入 (20) 財産収入 3 物品売払収入
△ 89.4	委託統計調査に要する経費 125,156 ( 1,185,999 ) 関連歳入 (19) 県支出金 125,156 統計調査費委託金
2.9	

## ウ. 負担金、補助及び交付金の予算措置状況

(単位:千円)

負担金の名称	交付先	8年度 予算額	7年度 予算額	対前年度 増減
研修費負担金	全国市町村国際文化研修所等	1,468	1,292	176
福岡市職員共済組合負担金	福岡市職員共済組合	61,452	60,346	1,106
安全衛生管理関係負担金	福岡中央労働基準協会等	1,056	955	101
福北連携負担金	福北連携協議会	200	200	-
まちづくり負担金	We Love 天神協議会 博多まちづくり推進協議会	24,000	24,000	-
産学官民連携主体負担金	福岡地域戦略推進協議会	35,000	35,000	-
福岡都市圏広域行政推進協議会負担金	福岡都市圏広域行政推進協議会	4,650	3,690	960
福岡都市圏広域行政事業組合負担金	福岡都市圏広域行政事業組合	14,529	14,211	318
広域交流負担金	グランドクロス広域連携協議会	50	50	-
市長会負担金	指定都市市長会等	8,381	8,381	-
都市政策関係会議負担金	大都市企画主管者会議等	38	38	-
地域開発関係協議会負担金	(一財)地域活性化センター等	1,903	2,445	△ 542
調査研究機関負担金	(公財)九州経済調査協会等	1,334	1,080	254
電算団体負担金 (地方公共団体情報システム機構)	地方公共団体情報システム機構	1,800	1,800	-
セキュリティクラウド負担金	福岡県自治体 情報セキュリティ対策協議会	229,006	229,003	3
防衛施設周辺整備全国協議会負担金	防衛施設周辺整備全国協議会	6	6	-
板付基地返還促進協議会負担金	板付基地返還促進協議会	810	810	-
国際化推進事業負担金	第15回アジア太平洋都市サミット 実行委員会等	239,796	79,633	160,163
姉妹都市交流事業負担金	福岡市姉妹都市委員会	24,956	26,607	△ 1,651
福岡アジア文化賞負担金	福岡アジア文化賞委員会	35,194	32,810	2,384
研修費負担金	国立釜慶大学校	650	650	-
東京懇話会負担金	福岡市東京懇話会開催委員会	3,959	3,533	426
大都市統計協議会負担金	大都市統計協議会	-	229	△ 229
負担金 計		690,238	526,769	163,469

※諸会議費負担金、工事費負担金及び共益費負担金は除く。

(単位:千円)

補助及び交付金の名称	交付先	8年度 予算額	7年度 予算額	対前年度 増減
福岡アジア都市研究所補助金	(公財)福岡アジア都市研究所	99,109	96,807	2,302
福岡市地域経済循環創造事業補助金	地域の資源等を活用した地域産業の振興につながる新たなビジネスを行う事業者等	40,000	40,000	-
地域おこし協力隊活動費助成金	地域おこし協力隊	511	3,330	△ 2,819
離島縁結び支援事業補助金	玄界島及び小呂島の島づくり地域団体	1,200	1,200	-
福岡県留学生交流事業補助金	福岡県留学生会	600	600	-
日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業補助金	日本国際連合協会福岡県本部	450	450	-
福岡インターナショナル・スクール事業補助金	学校法人福岡国際学園	6,000	6,000	-
福岡よかトピア国際交流財団運営事業補助金	(公財)福岡よかトピア国際交流財団	149,126	117,537	31,589
留学生支援事業補助金	(公財)福岡よかトピア国際交流財団	1,218	3,840	△ 2,622
日本語教室補助金	日本語教室を運営するボランティア団体	980	2,940	△ 1,960
補助金 計		299,194	272,704	26,490
社会保障・税番号制度交付金	地方公共団体情報システム機構	23,815	55,133	△ 31,318
福岡市職員厚生会交付金	(一財)福岡市職員厚生会	22,044	20,461	1,583
福岡市職員共済組合交付金	福岡市職員共済組合	16,429	17,421	△ 992
交付金 計		62,288	93,015	△ 30,727



## 2. 条例案の概要

### (1) 議案第48号(概要)

#### 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案の概要

##### 第1 改正の理由

効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うため、本市の個人番号の利用範囲を拡大する等の必要がある。

##### 第2 改正の内容

###### 1 市独自の個人番号利用事務における個人番号の利用範囲の拡大（第4条第2項）

子ども・子育てを支援するための事業の実施に関する事務において、個人番号の利用範囲を拡大する。

###### 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（以下、「準法定事務主務省令」という。）が施行されたことに伴う規定の整備（第4条第1項、第2項）

準法定事務主務省令（令和6年5月27日施行）の規定と重複する規定を削除する。

###### 3 法定事務における個人番号の利用範囲の明確化のための規定の整備（第4条第1項、第3項）

法定事務における個人番号の利用範囲を規定する文言を変更する。

###### 4 その他所要の改正（第2条・第4条第2項）

法改正に伴う用語の定義の規定の整備等

##### 第3 施行期日

規則で定める日

ただし、その他所要の改正規定は公布の日、準法定事務主務省令の規定と重複する規定の削除及び法定事務における個人番号の利用範囲を規定する文言の変更に伴う改正規定は令和8年4月1日

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法_____の例による。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長(法令の規定により当該事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。)が行う次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じる措置に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p><u>(13) 特定個人番号利用事務</u></p> <p><u>(14) 前号に掲げる事務に準じるものとして規則で定める事務</u></p> <p>2 市長は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、<u>法及び法に基づく命令</u>の例による。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長(法令の規定により当該事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。)が行う次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 特定個人番号利用事務</u></p> <p><u>(13) 法別表の各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。)のうち、迅速に特定個人情報を利用することによって効率化を図るべきものとして規則で定める事務</u></p> <p>2 市長は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利</p>

現 行	改 正 案								
<p>用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会(法令の規定により特定個人番号利用事務<u>その他これに準じるものとして規則で定める</u>事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、当該事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>別表</p>	<p>用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会(法令の規定により特定個人番号利用事務<u>及び第1項第13号に掲げる</u>事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、当該事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>別表</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 1214 411 1265">事務</th> <th data-bbox="411 1214 788 1265">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="167 1265 411 2056">1 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</td> <td data-bbox="411 1265 788 2056">地方税関係情報、<u>戸籍関係情報</u>、住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報</td> </tr> </tbody> </table>	事務	特定個人情報	1 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>戸籍関係情報</u> 、住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 1214 1054 1265">事務</th> <th data-bbox="1054 1214 1431 1265">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 1265 1054 2056">1 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</td> <td data-bbox="1054 1265 1431 2056">地方税関係情報<u>_____</u>、住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報</td> </tr> </tbody> </table>	事務	特定個人情報	1 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報 <u>_____</u> 、住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報
事務	特定個人情報								
1 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>戸籍関係情報</u> 、住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報								
事務	特定個人情報								
1 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報 <u>_____</u> 、住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報								

現 行		改 正 案	
	又は <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に準じる措置に関する情報</u> (以下「 <u>外国人生活保護関係情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの		又は <u>外国人生活保護関係情報</u> _____ _____ _____ _____ _____であって規則で定めるもの
2～6 (略)	(略)	2～6 (略)	(略)
7 子ども・子育てを支援するための事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報又は住民票関係情報</u> _____であって規則で定めるもの	7 子ども・子育てを支援するための事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの
8～10 (略)	(略)	8～10 (略)	(略)
11 <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施、被保護者健康管理支援事業の実施又は徴収金の徴収に準じる措置に関する事務</u> であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子及び父子並</u>		

現 行		改 正 案	
	<p><u>びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による資金の貸付け若しくは給付金に関する情報、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)による健康増進事業の実施に関する情報(以下「健康増進事業関係情報」という。)又は難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>		
12 生活保護法による被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p><u>健康増進事業関係情報</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____であって規則で定めるもの</p>	11 生活保護法による被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p><u>健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)による健康増進事業の実施に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p>
13 (略)	(略)	12 (略)	(略)

(2) 議案第49号(概要)

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案の概要

区分	現行職員定数	改正案		主要な増減の内容	
		新職員定数	増減員数		
福岡市職員定数条例・第2条第1項	第1号 市長事務局(うち福祉事務所)	6,401 (694)	6,425 (696)	24 (2)	[市長事務局] 福祉の総合相談窓口に係る体制強化 6 博多港人流機能の検討 5 子育て支援の充実 3
	第2号 教育委員会事務局及び教育機関(うち校長・教員)	9,870 (8,852)	10,007 (8,991)	137 (139)	医療的ケア児・者に係る支援拡充 3 AI活用推進 3 アジア太平洋都市サミットの開催 3 国勢調査の終了 ▲11
	第3号 選挙管理委員会事務局	30	30	—	
	第4号 監査事務局	26	27	1	[教育委員会] 学級数の増加等に伴う教職員の増員 120 市独自の教員配置 20 学校環境整備業務の体制見直し ▲8 小学校給食調理等業務の民間委託 ▲6
	第5号 人事委員会事務局	16	16	—	
	第6号 農業委員会事務局	13	13	—	[交通局] 地下鉄ダイヤ改正等に係る体制強化 11 地下鉄の機能強化 2
	第7号 水道局	477	476	▲1	
	第8号 交通局	580	599	19	[消防局] 救急隊の体制強化 5 安全推進体制の整備 3
	第9号 消防局	1,151	1,170	19	
計(ア)	18,564	18,763	199		

【参考1】福岡市議会事務局と合わせた条例定数

区分	現行職員定数	新職員定数	増減員数
福岡市議会事務局条例に定める職員定数(イ)	40	40	—
(ア) + (イ)	18,604	18,803	199

【参考2】総定員(条例定数及び外郭団体等への派遣職員数)の推移

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
職員定数	17,562	17,957	18,216	18,604	18,803
前年度増減	269	395	259	388	199
派遣職員数	320	322	317	312	308
前年度増減	3	2	▲5	▲5	▲4
合計(総定員)	17,882	18,279	18,533	18,916	19,111
前年度増減	272	397	254	383	195

(3)議案第50号(概要)

福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

第1 改正の理由

人事委員会の勧告等に鑑み、国家公務員に準じて、一般職職員について、給料月額等の改定、配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額並びに定年前再任用短時間勤務職員等への住居手当の支給を行う等の必要がある。

第2 改正の内容

- 1 職務や職責に応じた給与上昇を確保するとともに、民間人材等の処遇を確保する観点から、給料表の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行う。

【初号を基点にカットされる号給数（行政職給料表）】

3級	4級	5級	6級	7級	8級
4号給	28号給	32号給	36号給	28号給	20号給

※ 他の給料表も行政職給料表に準じた見直しを行う。

- 2 交通用具使用者に係る通勤手当額の改定を行う。

使用距離（片道）区分	手当額	
	現行（通勤不便者）	改定後
10km 以上15km 未満	7,100円（7,800円）	7,300円
15km 以上20km 未満	10,000円（11,200円）	10,400円
20km 以上25km 未満	12,900円（14,500円）	13,500円
25km 以上30km 未満	15,800円（17,800円）	16,600円
30km 以上35km 未満	18,700円（21,100円）	19,700円
35km 以上40km 未満	21,600円（24,400円）	22,800円
40km 以上45km 未満	24,400円（27,700円）	25,900円
45km 以上50km 未満	26,200円（29,700円）	29,100円
50km 以上55km 未満	28,000円（31,700円）	32,300円
55km 以上60km 未満	29,800円（33,700円）	35,500円
60km 以上	31,600円（35,700円）	38,700円

※ 各区分における通勤不便者に係る手当額を廃止する。

3 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当額の引上げを行う。

扶養親族		年 度		
		令和7年度 (現行)	令和8年度	令和9年度 以降
配偶者	行政職給料表 6級(課長)以下	6,500円	3,000円	(支給しない)
	行政職給料表 7級(部長)	3,500円	(支給しない)	(支給しない)
子		11,500円	12,300円	13,000円

※ 「行政職給料表6級」、「行政職給料表7級」には、他の給料表におけるこれらに相当する職務の級を含む。

4 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、一般の職員と同様に住居手当の支給を行う。

第3 施行期日等(附則)

- 1 令和8年4月1日
- 2 第2の1の改正に伴う号給の切替え方法について規定する。
- 3 第2の3について所要の経過措置を設ける。

第4 改正する条例

- 1 福岡市職員の給与に関する条例の一部改正
- 2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
- 3 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

## ○ 福岡市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第8条の2（略） （扶養手当）</p> <p>第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表8級、医療職給料表(1)5級及び消防職給料表7級の職務の級にある職員（次条において「行政職給料表8級職員等」という。）に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p>3 扶養手当の月額を、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表7級、医療職給料表(1)4級及び消防職給料表6級の職務の級にある職員（次条において「行政職給料表7級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達した日後の最初の4月1日から22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,600円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第10条 <u>新たに職員となつた者に扶養親族（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号の</u></p>	<p>第1条～第8条の2（略） （扶養手当）</p> <p>第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表8級、医療職給料表(1)5級及び消防職給料表7級の職務の級にある職員に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （削る）</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>3 扶養手当の月額を、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（行政職給料表7級、医療職給料表(1)4級及び消防職給料表6級の職務の級にある職員にあつては、3,500円）とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達した日後の最初の4月1日から22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,600円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第10条 <u>削除</u></p>

現 行	改 正 案
<p>いずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行政職給料表 8 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</u></p> <p>(2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号、第 5 号若しくは第 7 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政職給料表 8 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</u></p> <p>2. <u>扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行政職給料表 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職給料表 8 級職員等から行政職給料表 8 級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 8 級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職給料表 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、行政職給料表 8 級職員等以外の職員から行政職給料表 8 級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 8 級職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職給料表 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実</u></p>	

現 行	改 正 案
<p><u>が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 30 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u></p> <p><u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p><u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p><u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職給料表 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u></p> <p><u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職給料表 8 級職員等が行政職給料表 8 級職員等以外の職員となつた場合</u></p> <p><u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職給料表 7 級職員等が行政職給料表 7 級職員等及び行政職給料表 8 級職員等以外の職員となつた場合</u></p> <p><u>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表 8 級職員等以外のものが行政職給料表 8 級職員等となつた場合</u></p> <p><u>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表 7 級職員等及び行政職給料表 8 級職員等以外のものが行政職給料表 7 級職員等となつた場合</u></p> <p><u>(7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子</u></p>	

現 行	改 正 案
<p>となつた場合</p> <p>第10条の2 (略) (住居手当)</p> <p>第10条の3 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置した宿舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略) (通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、支給単位期間につき、当該各号に定める額(短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員等」という。)のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> (規則で定める公署に勤務する職員で規則で定めるところにより通勤が不便であると認められるもの(以下この項において「通勤不便者」という。)にあつては <u>7,800円</u>)</p> <p>(4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> (通勤不便者にあつては <u>11,200円</u>)</p> <p>(5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> (通勤不便者にあつては <u>14,500円</u>)</p> <p>(6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u> (通勤不便者にあつては <u>17,800円</u>)</p> <p>(7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p>	<p>第10条の2 (略) (住居手当)</p> <p>第10条の3 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(市が設置した宿舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略) (通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、支給単位期間につき、当該各号に定める額(短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員等」という。)のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>(4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>(5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>(6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>(7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(通勤不便者にあつては21,100円)</p> <p>(8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u> (通勤不便者にあつては24,400円)</p> <p>(9) 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u> (通勤不便者にあつては27,700円)</p> <p>(10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u> (通勤不便者にあつては29,700円)</p> <p>(11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u> (通勤不便者にあつては31,700円)</p> <p>(12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u> (通勤不便者にあつては33,700円)</p> <p>(13) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u> (通勤不便者にあつては35,700円)</p>	<p>(8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p> <p>(9) 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u></p> <p>(10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u></p> <p>(11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u></p> <p>(12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u></p> <p>(13) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u></p>
<p>4～11 (略)</p>	<p>4～11 (略)</p>
<p>第11条の2～第21条の2 (略)</p>	<p>第11条の2～第21条の2 (略)</p>
<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p>
<p>第21条の3 第6条第2項から第10項まで、第8条の2から第10条まで及び第10条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>第21条の3 第6条第2項から第10項まで、第8条の2及び第9条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>
<p>(特定任期付職員についての適用除外)</p>	<p>(特定任期付職員についての適用除外)</p>
<p>第21条の4 第6条、第8条の2から第10条まで、第10条の3及び第19条の3(第5項を除く。)の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p>	<p>第21条の4 第6条、第8条の2、第9条、第10条の3及び第19条の3(第5項を除く。)の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p>
<p>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p>	<p>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p>
<p>第21条の5 第8条の2から第10条まで及び第10条の3の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。</p>	<p>第21条の5 第8条の2、第9条及び第10条の3の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。</p>
<p>第22条～第24条 (略)</p>	<p>第22条～第24条 (略)</p>

**現 行**

別表第1

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	191,800	206,300	245,900	266,100	289,400	339,000	399,300	456,500
	2	192,900	207,700	247,200	267,700	291,000	341,000	401,800	459,300
	3	194,000	209,100	248,500	269,300	292,600	343,000	404,300	462,100
	4	195,100	210,500	249,800	270,900	294,200	345,000	406,800	464,900
	5	196,000	212,000	251,100	272,300	295,900	346,800	409,300	467,700
	6	197,200	213,900	252,400	273,900	297,600	348,800	411,800	470,600
	7	198,400	215,800	253,700	275,500	299,300	350,800	414,300	473,500
	8	199,600	217,700	255,000	277,100	301,000	352,800	416,800	476,400
	9	200,600	219,500	256,400	278,500	302,500	354,700	419,400	479,200
	10	201,600	221,400	257,800	280,100	304,200	356,700	422,000	482,100
	11	202,600	223,300	259,200	281,700	305,900	358,700	424,600	485,000
	12	203,600	225,200	260,600	283,300	307,600	360,700	427,200	487,900
	13	204,500	227,000	261,800	284,800	309,300	362,600	429,600	490,900
	14	205,500	228,400	263,400	286,400	311,100	364,700	432,300	493,900
	15	206,500	229,800	265,000	288,000	312,900	366,800	435,000	496,900
	16	207,500	231,200	266,600	289,600	314,700	368,900	437,700	499,900
	17	208,400	232,400	268,300	291,200	316,500	370,800	440,300	503,000
	18	209,400	233,600	269,700	292,800	318,300	372,900	443,000	505,700
	19	210,400	234,800	271,100	294,400	320,100	375,000	445,700	508,400
	20	211,400	236,000	272,500	296,000	321,900	377,100	448,400	511,100
	21	212,200	237,100	273,900	297,700	323,700	379,200	451,200	513,800
	22	213,200	238,200	275,300	299,400	325,500	381,400	453,900	515,700
	23	214,200	239,300	276,700	301,100	327,300	383,600	456,600	517,600
	24	215,200	240,400	278,100	302,800	329,100	385,800	459,300	519,500
	25	216,000	241,600	279,400	304,300	330,900	387,800	462,000	521,200
	26	217,000	242,600	280,800	306,000	332,700	390,200	464,600	522,900
	27	218,000	243,600	282,200	307,700	334,500	392,600	467,200	524,600
	28	219,000	244,600	283,600	309,400	336,300	395,000	469,800	526,300
	29	219,800	245,600	284,800	311,000	338,200	397,300	472,200	527,900
	30	220,700	246,600	286,200	312,400	339,800	399,500	473,800	529,200
	31	221,600	247,600	287,600	313,800	341,400	401,700	475,400	530,500
	32	222,500	248,600	289,000	315,200	343,000	403,900	477,000	531,800
	33	223,300	249,400	290,200	316,600	344,600	405,900	478,700	532,900
	34	224,200	250,400	291,600	317,900	346,200	408,000	480,100	534,100
	35	225,100	251,400	293,000	319,200	347,800	410,100	481,500	535,300
	36	226,000	252,400	294,400	320,500	349,400	412,200	482,900	536,500
	37	226,800	253,200	295,600	321,800	351,000	414,200	484,100	537,700
	38	227,600	254,200	296,900	323,000	352,600	416,300	485,400	538,800
	39	228,400	255,200	298,200	324,200	354,200	418,400	486,700	539,900
	40	229,200	256,200	299,500	325,400	355,800	420,500	488,000	541,000
	41	229,800	257,000	300,900	326,700	357,300	422,500	489,400	542,100
	42	230,400	257,900	302,200	327,900	358,900	424,600	490,600	543,200
	43	231,000	258,800	303,500	329,100	360,500	426,700	491,800	544,300
	44	231,600	259,700	304,800	330,300	362,100	428,800	493,000	545,400
	45	232,200	260,500	306,200	331,500	363,600	430,700	494,000	546,400
	46	232,800	261,400	307,500	332,500	365,200	432,500	495,100	547,500
	47	233,400	262,300	308,800	333,500	366,800	434,300	496,200	548,600
48	234,000	263,200	310,100	334,500	368,400	436,100	497,300	549,700	

**改 正 案**

別表第1

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	191,800	206,300	251,100	311,000	344,600	414,200	472,200	513,800
	2	192,900	207,700	252,400	312,400	346,200	416,300	473,800	515,700
	3	194,000	209,100	253,700	313,800	347,800	418,400	475,400	517,600
	4	195,100	210,500	255,000	315,200	349,400	420,500	477,000	519,500
	5	196,000	212,000	256,400	316,600	351,000	422,500	478,700	521,200
	6	197,200	213,900	257,800	317,900	352,600	424,600	480,100	522,900
	7	198,400	215,800	259,200	319,200	354,200	426,700	481,500	524,600
	8	199,600	217,700	260,600	320,500	355,800	428,800	482,900	526,300
	9	200,600	219,500	261,800	321,800	357,300	430,700	484,100	527,900
	10	201,600	221,400	263,400	323,000	358,900	432,500	485,400	529,200
	11	202,600	223,300	265,000	324,200	360,500	434,300	486,700	530,500
	12	203,600	225,200	266,600	325,400	362,100	436,100	488,000	531,800
	13	204,500	227,000	268,300	326,700	363,600	437,800	489,400	532,900
	14	205,500	228,400	269,700	327,900	365,200	439,100	490,600	534,100
	15	206,500	229,800	271,100	329,100	366,800	440,400	491,800	535,300
	16	207,500	231,200	272,500	330,300	368,400	441,700	493,000	536,500
	17	208,400	232,400	273,900	331,500	369,800	442,800	494,000	537,700
	18	209,400	233,600	275,300	332,500	371,300	444,000	495,100	538,800
	19	210,400	234,800	276,700	333,500	372,800	445,200	496,200	539,900
	20	211,400	236,000	278,100	334,500	374,300	446,400	497,300	541,000
	21	212,200	237,100	279,400	335,400	375,700	447,400	498,500	542,100
	22	213,200	238,200	280,800	336,400	377,100	448,600	499,500	543,200
	23	214,200	239,300	282,200	337,400	378,500	449,800	500,500	544,300
	24	215,200	240,400	283,600	338,400	379,900	451,000	501,500	545,400
	25	216,000	241,600	284,800	339,300	381,400	452,000	502,600	546,400
	26	217,000	242,600	286,200	340,300	382,800	453,200	503,500	547,500
	27	218,000	243,600	287,600	341,300	384,200	454,400	504,400	548,600
	28	219,000	244,600	289,000	342,300	385,600	455,600	505,300	549,700
	29	219,800	245,600	290,200	343,200	386,800	456,600	506,100	550,600
	30	220,700	246,600	291,600	344,200	388,100	457,700	506,900	551,600
	31	221,600	247,600	293,000	345,200	389,400	458,800	507,700	552,600
	32	222,500	248,600	294,400	346,200	390,700	459,900	508,500	553,600
	33	223,300	249,400	295,600	347,000	391,800	460,900	509,300	554,500
	34	224,200	250,400	296,900	348,000	392,900	461,900	510,100	554,700
	35	225,100	251,400	298,200	349,000	394,000	462,900	510,900	554,900
	36	226,000	252,400	299,500	350,000	395,100	463,900	511,700	555,100
	37	226,800	253,200	300,900	350,800	396,000	464,900	512,300	555,300
	38	227,600	254,200	302,200	351,800	397,100	465,900	512,800	
	39	228,400	255,200	303,500	352,800	398,200	466,900	513,300	
	40	229,200	256,200	304,800	353,800	399,300	467,900	513,800	
	41	229,800	257,000	306,200	354,600	400,200	468,800	514,300	
	42	230,400	257,900	307,500	355,500	401,200	469,600		
	43	231,000	258,800	308,800	356,400	402,200	470,400		
	44	231,600	259,700	310,100	357,300	403,200	471,200		
	45	232,200	260,500	311,400	358,100	404,100	471,900		
	46	232,800	261,400	312,700	359,000	405,100	472,600		
	47	233,400	262,300	314,000	359,900	406,100	473,300		
48	234,000	263,200	315,300	360,800	407,100	474,000			

**現 行**

49	234,500	264,000	311,400	335,400	369,800	437,800	498,500	550,600
50	235,100	264,900	312,700	336,400	371,300	439,100	499,500	551,600
51	235,700	265,800	314,000	337,400	372,800	440,400	500,500	552,600
52	236,300	266,700	315,300	338,400	374,300	441,700	501,500	553,600
53	236,800	267,400	316,400	339,300	375,700	442,800	502,600	554,500
54	237,400	268,300	317,600	340,300	377,100	444,000	503,500	554,700
55	238,000	269,200	318,800	341,300	378,500	445,200	504,400	554,900
56	238,600	270,100	320,000	342,300	379,900	446,400	505,300	555,100
57	239,100	270,800	321,200	343,200	381,400	447,400	506,100	555,300
58	239,700	271,700	322,400	344,200	382,800	448,600	506,900	
59	240,300	272,600	323,600	345,200	384,200	449,800	507,700	
60	240,900	273,500	324,800	346,200	385,600	451,000	508,500	
61	241,300	274,200	326,000	347,000	386,800	452,000	509,300	
62	241,900	275,000	327,000	348,000	388,100	453,200	510,100	
63	242,500	275,800	328,000	349,000	389,400	454,400	510,900	
64	243,100	276,600	329,000	350,000	390,700	455,600	511,700	
65	243,500	277,500	329,900	350,800	391,800	456,600	512,300	
66	244,100	278,300	330,900	351,800	392,900	457,700	512,800	
67	244,700	279,100	331,900	352,800	394,000	458,800	513,300	
68	245,300	279,900	332,900	353,800	395,100	459,900	513,800	
69	245,700	280,800	333,700	354,600	396,000	460,900	514,300	
70	246,000	281,600	334,600	355,500	397,100	461,900		
71	246,300	282,400	335,500	356,400	398,200	462,900		
72	246,600	283,200	336,400	357,300	399,300	463,900		
73	247,000	284,100	337,200	358,100	400,200	464,900		
74		284,900	338,100	359,000	401,200	465,900		
75		285,700	339,000	359,900	402,200	466,900		
76		286,500	339,900	360,800	403,200	467,900		
77		287,100	340,700	361,600	404,100	468,800		
78		287,800	341,600	362,500	405,100	469,600		
79		288,500	342,500	363,400	406,100	470,400		
80		289,200	343,400	364,300	407,100	471,200		
81		290,000	344,100	365,000	408,000	471,900		
82		290,700	345,000	365,900	408,900	472,600		
83		291,400	345,900	366,800	409,800	473,300		
84		292,100	346,800	367,700	410,700	474,000		
85		292,600	347,500	368,400	411,500	474,800		
86		293,000	348,300	369,000	412,400	475,300		
87		293,400	349,100	369,600	413,300	475,800		
88		293,800	349,900	370,200	414,200	476,300		
89		294,200	350,600	370,800	414,900	476,800		
90			351,400	371,400	415,600	477,300		
91			352,200	372,000	416,300	477,800		
92			353,000	372,600	417,000	478,300		
93			353,700	373,100	417,500	478,800		
94			354,300	373,700	418,100			
95			354,900	374,300	418,700			
96			355,500	374,900	419,300			
97			355,900	375,400	420,000			
98			356,500	376,000	420,600			
99			357,100	376,600	421,200			
100			357,700	377,200	421,800			

**改 正 案**

49	234,500	264,000	316,400	361,600	408,000	474,800
50	235,100	264,900	317,600	362,500	408,900	475,300
51	235,700	265,800	318,800	363,400	409,800	475,800
52	236,300	266,700	320,000	364,300	410,700	476,300
53	236,800	267,400	321,200	365,000	411,500	476,800
54	237,400	268,300	322,400	365,900	412,400	477,300
55	238,000	269,200	323,600	366,800	413,300	477,800
56	238,600	270,100	324,800	367,700	414,200	478,300
57	239,100	270,800	326,000	368,400	414,900	478,800
58	239,700	271,700	327,000	369,000	415,600	
59	240,300	272,600	328,000	369,600	416,300	
60	240,900	273,500	329,000	370,200	417,000	
61	241,300	274,200	329,900	370,800	417,500	
62	241,900	275,000	330,900	371,400	418,100	
63	242,500	275,800	331,900	372,000	418,700	
64	243,100	276,600	332,900	372,600	419,300	
65	243,500	277,500	333,700	373,100	420,000	
66	244,100	278,300	334,600	373,700	420,600	
67	244,700	279,100	335,500	374,300	421,200	
68	245,300	279,900	336,400	374,900	421,800	
69	245,700	280,800	337,200	375,400	422,500	
70	246,000	281,600	338,100	376,000	423,100	
71	246,300	282,400	339,000	376,600	423,700	
72	246,600	283,200	339,900	377,200	424,300	
73	247,000	284,100	340,700	377,700	424,900	
74		284,900	341,600	378,300	425,500	
75		285,700	342,500	378,900	426,100	
76		286,500	343,400	379,500	426,700	
77		287,100	344,100	380,000	427,200	
78		287,800	345,000	380,600	427,800	
79		288,500	345,900	381,200	428,400	
80		289,200	346,800	381,800	429,000	
81		290,000	347,500	382,200	429,400	
82		290,700	348,300	382,800	429,900	
83		291,400	349,100	383,400	430,400	
84		292,100	349,900	384,000	430,900	
85		292,600	350,600	384,400	431,400	
86		293,000	351,400	385,000	431,900	
87		293,400	352,200	385,600	432,400	
88		293,800	353,000	386,200	432,900	
89		294,200	353,700	386,600	433,400	
90			354,300	387,100	433,900	
91			354,900	387,600	434,400	
92			355,500	388,100	434,900	
93			355,900	388,700	435,300	
94			356,500	389,200		
95			357,100	389,700		
96			357,700	390,200		
97			358,100	390,700		
98			358,700			
99			359,300			
100			359,900			

**現 行**

101			358,100	377,700	422,500				
102			358,700	378,300	423,100				
103			359,300	378,900	423,700				
104			359,900	379,500	424,300				
105			360,300	380,000	424,900				
106			360,800	380,600	425,500				
107			361,300	381,200	426,100				
108			361,800	381,800	426,700				
109			362,200	382,200	427,200				
110				382,800	427,800				
111				383,400	428,400				
112				384,000	429,000				
113				384,400	429,400				
114				385,000	429,900				
115				385,600	430,400				
116				386,200	430,900				
117				386,600	431,400				
118				387,100	431,900				
119				387,600	432,400				
120				388,100	432,900				
121				388,700	433,400				
122				389,200	433,900				
123				389,700	434,400				
124				390,200	434,900				
125				390,700	435,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		158,900	198,300	246,600	273,400	292,000	329,500	379,000	439,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 改 正 案

	101			360,300					
	102			360,800					
	103			361,300					
	104			361,800					
	105			362,200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		158,900	198,300	246,600	273,400	292,000	329,500	379,000	439,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

# 現 行

別表第2

## 医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	254,100	313,300	380,100	446,700	522,500
	2	255,600	315,600	382,300	448,700	524,600
	3	257,100	317,900	384,500	450,700	526,700
	4	258,600	320,200	386,700	452,700	528,800
	5	260,100	322,300	388,900	454,800	531,000
	6	261,800	324,600	391,300	456,800	533,200
	7	263,500	326,900	393,700	458,800	535,400
	8	265,200	329,200	396,100	460,800	537,600
	9	266,900	331,400	398,400	462,900	539,600
	10	268,600	333,500	400,800	465,100	541,800
	11	270,300	335,600	403,200	467,300	544,000
	12	272,000	337,700	405,600	469,500	546,200
	13	273,700	339,800	407,800	471,600	548,400
	14	275,400	341,800	410,100	473,400	550,400
	15	277,100	343,800	412,400	475,200	552,400
	16	278,800	345,800	414,700	477,000	554,400
	17	280,500	347,700	416,900	478,600	556,300
	18	282,300	349,700	419,300	480,600	557,500
	19	284,100	351,700	421,700	482,600	558,700
	20	285,900	353,700	424,100	484,600	559,900
	21	287,500	355,700	426,300	486,700	561,100
	22	289,300	357,900	428,600	488,700	562,900
	23	291,100	360,100	430,900	490,700	564,700
	24	292,900	362,300	433,200	492,700	566,500
	25	294,500	364,300	435,400	494,700	568,200
	26	296,300	366,500	437,700	496,700	570,000
	27	298,100	368,700	440,000	498,700	571,800
	28	299,900	370,900	442,300	500,700	573,600
	29	301,500	373,100	444,500	502,700	575,300
	30	303,500	375,200	446,700	504,600	577,100
	31	305,500	377,300	448,900	506,500	578,900
	32	307,500	379,400	451,100	508,400	580,700
	33	309,300	381,500	453,100	510,100	582,400
	34	311,200	383,600	455,200	511,700	584,000
	35	313,100	385,700	457,300	513,300	585,600
	36	315,000	387,800	459,400	514,900	587,200
	37	316,800	389,900	461,500	516,400	588,800
	38	318,600	392,000	463,400	518,500	590,400
	39	320,400	394,100	465,300	520,600	592,000
	40	322,200	396,200	467,200	522,700	593,600
	41	324,100	398,200	469,000	524,600	595,200
	42	325,800	400,300	470,800	526,400	596,800
	43	327,500	402,400	472,600	528,200	598,400
	44	329,200	404,500	474,400	530,000	600,000
	45	330,900	406,500	476,000	531,900	601,400
	46	332,600	408,400	477,600	533,700	603,000
	47	334,300	410,300	479,200	535,500	604,600
	48	336,000	412,200	480,800	537,300	606,200

# 改 正 案

別表第2

## 医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	254,100	347,700	416,900	478,600	522,500
	2	255,600	349,700	419,300	480,600	524,600
	3	257,100	351,700	421,700	482,600	526,700
	4	258,600	353,700	424,100	484,600	528,800
	5	260,100	355,700	426,300	486,700	531,000
	6	261,800	357,900	428,600	488,700	533,200
	7	263,500	360,100	430,900	490,700	535,400
	8	265,200	362,300	433,200	492,700	537,600
	9	266,900	364,300	435,400	494,700	539,600
	10	268,600	366,500	437,700	496,700	541,800
	11	270,300	368,700	440,000	498,700	544,000
	12	272,000	370,900	442,300	500,700	546,200
	13	273,700	373,100	444,500	502,700	548,400
	14	275,400	375,200	446,700	504,600	550,400
	15	277,100	377,300	448,900	506,500	552,400
	16	278,800	379,400	451,100	508,400	554,400
	17	280,500	381,500	453,100	510,100	556,300
	18	282,300	383,600	455,200	511,700	557,500
	19	284,100	385,700	457,300	513,300	558,700
	20	285,900	387,800	459,400	514,900	559,900
	21	287,500	389,900	461,500	516,400	561,100
	22	289,300	392,000	463,400	518,500	562,900
	23	291,100	394,100	465,300	520,600	564,700
	24	292,900	396,200	467,200	522,700	566,500
	25	294,500	398,200	469,000	524,600	568,200
	26	296,300	400,300	470,800	526,400	570,000
	27	298,100	402,400	472,600	528,200	571,800
	28	299,900	404,500	474,400	530,000	573,600
	29	301,500	406,500	476,000	531,900	575,300
	30	303,500	408,400	477,600	533,700	577,100
	31	305,500	410,300	479,200	535,500	578,900
	32	307,500	412,200	480,800	537,300	580,700
	33	309,300	414,200	482,200	539,000	582,400
	34	311,200	415,700	484,200	540,700	584,000
	35	313,100	417,200	486,200	542,400	585,600
	36	315,000	418,700	488,200	544,100	587,200
	37	316,800	420,200	490,200	545,600	588,800
	38	318,600	421,700	492,100	547,200	590,400
	39	320,400	423,200	494,000	548,800	592,000
	40	322,200	424,700	495,900	550,400	593,600
	41	324,100	426,100	497,600	551,900	595,200
	42	325,800	427,600	499,200	553,400	596,800
	43	327,500	429,100	500,800	554,900	598,400
	44	329,200	430,600	502,400	556,400	600,000
	45	330,900	431,900	504,000	558,000	601,400
	46	332,600	433,400	505,600	559,500	603,000
	47	334,300	434,900	507,200	561,000	604,600
	48	336,000	436,400	508,800	562,500	606,200

**現 行**

49	337,700	414,200	482,200	539,000	607,600
50	339,400	415,700	484,200	540,700	609,100
51	341,100	417,200	486,200	542,400	610,600
52	342,800	418,700	488,200	544,100	612,100
53	344,500	420,200	490,200	545,600	613,500
54	346,200	421,700	492,100	547,200	615,000
55	347,900	423,200	494,000	548,800	616,500
56	349,600	424,700	495,900	550,400	618,000
57	351,200	426,100	497,600	551,900	619,300
58	352,900	427,600	499,200	553,400	
59	354,600	429,100	500,800	554,900	
60	356,300	430,600	502,400	556,400	
61	357,900	431,900	504,000	558,000	
62	359,500	433,400	505,600	559,500	
63	361,100	434,900	507,200	561,000	
64	362,700	436,400	508,800	562,500	
65	364,300	437,700	510,300	564,100	
66	365,900	439,100	511,800	565,600	
67	367,500	440,500	513,300	567,100	
68	369,100	441,900	514,800	568,600	
69	370,700	443,100	516,200	570,000	
70	372,000	444,500	517,700	571,500	
71	373,300	445,900	519,200	573,000	
72	374,600	447,300	520,700	574,500	
73	375,700	448,800	522,100	575,900	
74		450,000	523,500	577,300	
75		451,200	524,900	578,700	
76		452,400	526,300	580,100	
77		453,600	527,700	581,400	
78		454,700	529,100		
79		455,800	530,500		
80		456,900	531,900		
81		457,900	533,200		
82		458,900	534,500		
83		459,900	535,800		
84		460,900	537,100		
85		461,800	538,300		
86		462,600	539,600		
87		463,400	540,900		
88		464,200	542,200		
89		465,100	543,400		
90			544,700		
91			546,000		
92			547,300		
93			548,400		
94			549,500		
95			550,600		
96			551,700		
97			552,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	309,000	344,000	403,100	478,400	580,700

備考 この表は、保健所又は保健センターに勤務する医師及び歯科医師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

## 改 正 案

	49	337,700	437,700	510,300	564,100	607,600
	50	339,400	439,100	511,800	565,600	609,100
	51	341,100	440,500	513,300	567,100	610,600
	52	342,800	441,900	514,800	568,600	612,100
	53	344,500	443,100	516,200	570,000	613,500
	54	346,200	444,500	517,700	571,500	615,000
	55	347,900	445,900	519,200	573,000	616,500
	56	349,600	447,300	520,700	574,500	618,000
	57	351,200	448,800	522,100	575,900	619,300
	58	352,900	450,000	523,500	577,300	
	59	354,600	451,200	524,900	578,700	
	60	356,300	452,400	526,300	580,100	
	61	357,900	453,600	527,700	581,400	
	62	359,500	454,700	529,100		
	63	361,100	455,800	530,500		
	64	362,700	456,900	531,900		
	65	364,300	457,900	533,200		
	66	365,900	458,900	534,500		
	67	367,500	459,900	535,800		
	68	369,100	460,900	537,100		
	69	370,700	461,800	538,300		
	70	372,000	462,600	539,600		
	71	373,300	463,400	540,900		
	72	374,600	464,200	542,200		
	73	375,700	465,100	543,400		
	74			544,700		
	75			546,000		
	76			547,300		
	77			548,400		
	78			549,500		
	79			550,600		
	80			551,700		
	81			552,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		309,000	344,000	403,100	478,400	580,700

備考 この表は、保健所又は保健センターに勤務する医師及び歯科医師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

## 現 行

### イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	191,800	206,300	251,100	272,300	295,900	339,000
	2	192,900	207,700	252,400	273,900	297,600	341,000
	3	194,000	209,100	253,700	275,500	299,300	343,000
	4	195,100	210,500	255,000	277,100	301,000	345,000
	5	196,000	212,000	256,400	278,500	302,500	346,800
	6	197,200	213,900	257,800	280,100	304,200	348,800
	7	198,400	215,800	259,200	281,700	305,900	350,800
	8	199,600	217,700	260,600	283,300	307,600	352,800
	9	200,600	219,500	261,800	284,800	309,300	354,700
	10	201,600	221,400	263,400	286,400	311,100	356,700
	11	202,600	223,300	265,000	288,000	312,900	358,700
	12	203,600	225,200	266,600	289,600	314,700	360,700
	13	204,500	227,000	268,300	291,200	316,500	362,600
	14	205,500	228,400	269,700	292,800	318,300	364,700
	15	206,500	229,800	271,100	294,400	320,100	366,800
	16	207,500	231,200	272,500	296,000	321,900	368,900
	17	208,400	232,400	273,900	297,700	323,700	370,800
	18	209,400	233,600	275,300	299,400	325,500	372,900
	19	210,400	234,800	276,700	301,100	327,300	375,000
	20	211,400	236,000	278,100	302,800	329,100	377,100
	21	212,200	237,100	279,400	304,300	330,900	379,200
	22	213,200	238,200	280,800	306,000	332,700	381,400
	23	214,200	239,300	282,200	307,700	334,500	383,600
	24	215,200	240,400	283,600	309,400	336,300	385,800
	25	216,000	241,600	284,800	311,000	338,200	387,800
	26	217,000	242,600	286,200	312,400	339,800	390,200
	27	218,000	243,600	287,600	313,800	341,400	392,600
	28	219,000	244,600	289,000	315,200	343,000	395,000
	29	219,800	245,600	290,200	316,600	344,600	397,300
	30	220,700	246,600	291,600	317,900	346,200	399,500
	31	221,600	247,600	293,000	319,200	347,800	401,700
	32	222,500	248,600	294,400	320,500	349,400	403,900
	33	223,300	249,400	295,600	321,800	351,000	405,900
	34	224,200	250,400	296,900	323,000	352,600	408,000
	35	225,100	251,400	298,200	324,200	354,200	410,100
	36	226,000	252,400	299,500	325,400	355,800	412,200
	37	226,800	253,200	300,900	326,700	357,300	414,200
	38	227,600	254,200	302,200	327,900	358,900	416,300
	39	228,400	255,200	303,500	329,100	360,500	418,400
	40	229,200	256,200	304,800	330,300	362,100	420,500
	41	229,800	257,000	306,200	331,500	363,600	422,500
	42	230,400	257,900	307,500	332,500	365,200	424,600
	43	231,000	258,800	308,800	333,500	366,800	426,700
	44	231,600	259,700	310,100	334,500	368,400	428,800
	45	232,200	260,500	311,400	335,400	369,800	430,700
	46	232,800	261,400	312,700	336,400	371,300	432,500
	47	233,400	262,300	314,000	337,400	372,800	434,300
	48	234,000	263,200	315,300	338,400	374,300	436,100

## 改 正 案

### イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	191,800	206,300	251,100	311,000	344,600	414,200
	2	192,900	207,700	252,400	312,400	346,200	416,300
	3	194,000	209,100	253,700	313,800	347,800	418,400
	4	195,100	210,500	255,000	315,200	349,400	420,500
	5	196,000	212,000	256,400	316,600	351,000	422,500
	6	197,200	213,900	257,800	317,900	352,600	424,600
	7	198,400	215,800	259,200	319,200	354,200	426,700
	8	199,600	217,700	260,600	320,500	355,800	428,800
	9	200,600	219,500	261,800	321,800	357,300	430,700
	10	201,600	221,400	263,400	323,000	358,900	432,500
	11	202,600	223,300	265,000	324,200	360,500	434,300
	12	203,600	225,200	266,600	325,400	362,100	436,100
	13	204,500	227,000	268,300	326,700	363,600	437,800
	14	205,500	228,400	269,700	327,900	365,200	439,100
	15	206,500	229,800	271,100	329,100	366,800	440,400
	16	207,500	231,200	272,500	330,300	368,400	441,700
	17	208,400	232,400	273,900	331,500	369,800	442,800
	18	209,400	233,600	275,300	332,500	371,300	444,000
	19	210,400	234,800	276,700	333,500	372,800	445,200
	20	211,400	236,000	278,100	334,500	374,300	446,400
	21	212,200	237,100	279,400	335,400	375,700	447,400
	22	213,200	238,200	280,800	336,400	377,100	448,600
	23	214,200	239,300	282,200	337,400	378,500	449,800
	24	215,200	240,400	283,600	338,400	379,900	451,000
	25	216,000	241,600	284,800	339,300	381,400	452,000
	26	217,000	242,600	286,200	340,300	382,800	453,200
	27	218,000	243,600	287,600	341,300	384,200	454,400
	28	219,000	244,600	289,000	342,300	385,600	455,600
	29	219,800	245,600	290,200	343,200	386,800	456,600
	30	220,700	246,600	291,600	344,200	388,100	457,700
	31	221,600	247,600	293,000	345,200	389,400	458,800
	32	222,500	248,600	294,400	346,200	390,700	459,900
	33	223,300	249,400	295,600	347,000	391,800	460,900
	34	224,200	250,400	296,900	348,000	392,900	461,900
	35	225,100	251,400	298,200	349,000	394,000	462,900
	36	226,000	252,400	299,500	350,000	395,100	463,900
	37	226,800	253,200	300,900	350,800	396,000	464,900
	38	227,600	254,200	302,200	351,800	397,100	465,900
	39	228,400	255,200	303,500	352,800	398,200	466,900
	40	229,200	256,200	304,800	353,800	399,300	467,900
	41	229,800	257,000	306,200	354,600	400,200	468,800
	42	230,400	257,900	307,500	355,500	401,200	469,600
	43	231,000	258,800	308,800	356,400	402,200	470,400
	44	231,600	259,700	310,100	357,300	403,200	471,200
	45	232,200	260,500	311,400	358,100	404,100	471,900
	46	232,800	261,400	312,700	359,000	405,100	472,600
	47	233,400	262,300	314,000	359,900	406,100	473,300
48	234,000	263,200	315,300	360,800	407,100	474,000	

**現 行**

49	234,500	264,000	316,400	339,300	375,700	437,800
50	235,100	264,900	317,600	340,300	377,100	439,100
51	235,700	265,800	318,800	341,300	378,500	440,400
52	236,300	266,700	320,000	342,300	379,900	441,700
53	236,800	267,400	321,200	343,200	381,400	442,800
54	237,400	268,300	322,400	344,200	382,800	444,000
55	238,000	269,200	323,600	345,200	384,200	445,200
56	238,600	270,100	324,800	346,200	385,600	446,400
57	239,100	270,800	326,000	347,000	386,800	447,400
58	239,700	271,700	327,000	348,000	388,100	448,600
59	240,300	272,600	328,000	349,000	389,400	449,800
60	240,900	273,500	329,000	350,000	390,700	451,000
61	241,300	274,200	329,900	350,800	391,800	452,000
62	241,900	275,000	330,900	351,800	392,900	453,200
63	242,500	275,800	331,900	352,800	394,000	454,400
64	243,100	276,600	332,900	353,800	395,100	455,600
65	243,500	277,500	333,700	354,600	396,000	456,600
66	244,100	278,300	334,600	355,500	397,100	457,700
67	244,700	279,100	335,500	356,400	398,200	458,800
68	245,300	279,900	336,400	357,300	399,300	459,900
69	245,700	280,800	337,200	358,100	400,200	460,900
70	246,000	281,600	338,100	359,000	401,200	461,900
71	246,300	282,400	339,000	359,900	402,200	462,900
72	246,600	283,200	339,900	360,800	403,200	463,900
73	247,000	284,100	340,700	361,600	404,100	464,900
74		284,900	341,600	362,500	405,100	465,900
75		285,700	342,500	363,400	406,100	466,900
76		286,500	343,400	364,300	407,100	467,900
77		287,100	344,100	365,000	408,000	468,800
78		287,800	345,000	365,900	408,900	469,600
79		288,500	345,900	366,800	409,800	470,400
80		289,200	346,800	367,700	410,700	471,200
81		290,000	347,500	368,400	411,500	471,900
82		290,700	348,300	369,000	412,400	472,600
83		291,400	349,100	369,600	413,300	473,300
84		292,100	349,900	370,200	414,200	474,000
85		292,600	350,600	370,800	414,900	474,800
86		293,000	351,400	371,400	415,600	475,300
87		293,400	352,200	372,000	416,300	475,800
88		293,800	353,000	372,600	417,000	476,300
89		294,200	353,700	373,100	417,500	476,800
90			354,300	373,700	418,100	477,300
91			354,900	374,300	418,700	477,800
92			355,500	374,900	419,300	478,300
93			355,900	375,400	420,000	478,800
94			356,500	376,000	420,600	
95			357,100	376,600	421,200	
96			357,700	377,200	421,800	
97			358,100	377,700	422,500	
98			358,700	378,300	423,100	
99			359,300	378,900	423,700	
100			359,900	379,500	424,300	

## 改 正 案

49	234,500	264,000	316,400	361,600	408,000	474,800
50	235,100	264,900	317,600	362,500	408,900	475,300
51	235,700	265,800	318,800	363,400	409,800	475,800
52	236,300	266,700	320,000	364,300	410,700	476,300
53	236,800	267,400	321,200	365,000	411,500	476,800
54	237,400	268,300	322,400	365,900	412,400	477,300
55	238,000	269,200	323,600	366,800	413,300	477,800
56	238,600	270,100	324,800	367,700	414,200	478,300
57	239,100	270,800	326,000	368,400	414,900	478,800
58	239,700	271,700	327,000	369,000	415,600	
59	240,300	272,600	328,000	369,600	416,300	
60	240,900	273,500	329,000	370,200	417,000	
61	241,300	274,200	329,900	370,800	417,500	
62	241,900	275,000	330,900	371,400	418,100	
63	242,500	275,800	331,900	372,000	418,700	
64	243,100	276,600	332,900	372,600	419,300	
65	243,500	277,500	333,700	373,100	420,000	
66	244,100	278,300	334,600	373,700	420,600	
67	244,700	279,100	335,500	374,300	421,200	
68	245,300	279,900	336,400	374,900	421,800	
69	245,700	280,800	337,200	375,400	422,500	
70	246,000	281,600	338,100	376,000	423,100	
71	246,300	282,400	339,000	376,600	423,700	
72	246,600	283,200	339,900	377,200	424,300	
73	247,000	284,100	340,700	377,700	424,900	
74		284,900	341,600	378,300	425,500	
75		285,700	342,500	378,900	426,100	
76		286,500	343,400	379,500	426,700	
77		287,100	344,100	380,000	427,200	
78		287,800	345,000	380,600	427,800	
79		288,500	345,900	381,200	428,400	
80		289,200	346,800	381,800	429,000	
81		290,000	347,500	382,200	429,400	
82		290,700	348,300	382,800	429,900	
83		291,400	349,100	383,400	430,400	
84		292,100	349,900	384,000	430,900	
85		292,600	350,600	384,400	431,400	
86		293,000	351,400	385,000	431,900	
87		293,400	352,200	385,600	432,400	
88		293,800	353,000	386,200	432,900	
89		294,200	353,700	386,600	433,400	
90			354,300	387,100	433,900	
91			354,900	387,600	434,400	
92			355,500	388,100	434,900	
93			355,900	388,700	435,300	
94			356,500	389,200		
95			357,100	389,700		
96			357,700	390,200		
97			358,100	390,700		
98			358,700			
99			359,300			
100			359,900			

**現 行**

	101			360,300	380,000	424,900	
	102			360,800	380,600	425,500	
	103			361,300	381,200	426,100	
	104			361,800	381,800	426,700	
	105			362,200	382,200	427,200	
	106				382,800	427,800	
	107				383,400	428,400	
	108				384,000	429,000	
	109				384,400	429,400	
	110				385,000	429,900	
	111				385,600	430,400	
	112				386,200	430,900	
	113				386,600	431,400	
	114				387,100	431,900	
	115				387,600	432,400	
	116				388,100	432,900	
	117				388,700	433,400	
	118				389,200	433,900	
	119				389,700	434,400	
	120				390,200	434,900	
	121				390,700	435,300	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		158,900	198,300	246,600	273,400	292,000	329,500

備考 この表は、保健所又は保健センターに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

## 改 正 案

	101			360,300			
	102			360,800			
	103			361,300			
	104			361,800			
	105			362,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		158,900	198,300	246,600	273,400	292,000	329,500

備考 この表は、保健所又は保健センターに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

# 現 行

別表第3

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	206,300	251,100	272,300	295,900	339,000	399,300	456,500
	2	207,700	252,400	273,900	297,600	341,000	401,800	459,300
	3	209,100	253,700	275,500	299,300	343,000	404,300	462,100
	4	210,500	255,000	277,100	301,000	345,000	406,800	464,900
	5	212,000	256,400	278,500	302,500	346,800	409,300	467,700
	6	213,900	257,800	280,100	304,200	348,800	411,800	470,600
	7	215,800	259,200	281,700	305,900	350,800	414,300	473,500
	8	217,700	260,600	283,300	307,600	352,800	416,800	476,400
	9	219,500	261,800	284,800	309,300	354,700	419,400	479,200
	10	221,400	263,400	286,400	311,100	356,700	422,000	482,100
	11	223,300	265,000	288,000	312,900	358,700	424,600	485,000
	12	225,200	266,600	289,600	314,700	360,700	427,200	487,900
	13	227,000	268,300	291,200	316,500	362,600	429,600	490,900
	14	228,400	269,700	292,800	318,300	364,700	432,300	493,900
	15	229,800	271,100	294,400	320,100	366,800	435,000	496,900
	16	231,200	272,500	296,000	321,900	368,900	437,700	499,900
	17	232,400	273,900	297,700	323,700	370,800	440,300	503,000
	18	233,600	275,300	299,400	325,500	372,900	443,000	505,700
	19	234,800	276,700	301,100	327,300	375,000	445,700	508,400
	20	236,000	278,100	302,800	329,100	377,100	448,400	511,100
	21	237,100	279,400	304,300	330,900	379,200	451,200	513,800
	22	238,200	280,800	306,000	332,700	381,400	453,900	515,700
	23	239,300	282,200	307,700	334,500	383,600	456,600	517,600
	24	240,400	283,600	309,400	336,300	385,800	459,300	519,500
	25	241,600	284,800	311,000	338,200	387,800	462,000	521,200
	26	242,600	286,200	312,400	339,800	390,200	464,600	522,900
	27	243,600	287,600	313,800	341,400	392,600	467,200	524,600
	28	244,600	289,000	315,200	343,000	395,000	469,800	526,300
	29	245,600	290,200	316,600	344,600	397,300	472,200	527,900
	30	246,600	291,600	317,900	346,200	399,500	473,800	529,200
	31	247,600	293,000	319,200	347,800	401,700	475,400	530,500
	32	248,600	294,400	320,500	349,400	403,900	477,000	531,800
	33	249,400	295,600	321,800	351,000	405,900	478,700	532,900
	34	250,400	296,900	323,000	352,600	408,000	480,100	534,100
	35	251,400	298,200	324,200	354,200	410,100	481,500	535,300
	36	252,400	299,500	325,400	355,800	412,200	482,900	536,500
	37	253,200	300,900	326,700	357,300	414,200	484,100	537,700
	38	254,200	302,200	327,900	358,900	416,300	485,400	538,800
	39	255,200	303,500	329,100	360,500	418,400	486,700	539,900
	40	256,200	304,800	330,300	362,100	420,500	488,000	541,000
	41	257,000	306,200	331,500	363,600	422,500	489,400	542,100
	42	257,900	307,500	332,500	365,200	424,600	490,600	543,200
	43	258,800	308,800	333,500	366,800	426,700	491,800	544,300
	44	259,700	310,100	334,500	368,400	428,800	493,000	545,400
	45	260,500	311,400	335,400	369,800	430,700	494,000	546,400
	46	261,400	312,700	336,400	371,300	432,500	495,100	547,500
	47	262,300	314,000	337,400	372,800	434,300	496,200	548,600
	48	263,200	315,300	338,400	374,300	436,100	497,300	549,700

# 改正案

別表第3

## 消防職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	206,300	251,100	311,000	344,600	414,200	472,200	513,800
	2	207,700	252,400	312,400	346,200	416,300	473,800	515,700
	3	209,100	253,700	313,800	347,800	418,400	475,400	517,600
	4	210,500	255,000	315,200	349,400	420,500	477,000	519,500
	5	212,000	256,400	316,600	351,000	422,500	478,700	521,200
	6	213,900	257,800	317,900	352,600	424,600	480,100	522,900
	7	215,800	259,200	319,200	354,200	426,700	481,500	524,600
	8	217,700	260,600	320,500	355,800	428,800	482,900	526,300
	9	219,500	261,800	321,800	357,300	430,700	484,100	527,900
	10	221,400	263,400	323,000	358,900	432,500	485,400	529,200
	11	223,300	265,000	324,200	360,500	434,300	486,700	530,500
	12	225,200	266,600	325,400	362,100	436,100	488,000	531,800
	13	227,000	268,300	326,700	363,600	437,800	489,400	532,900
	14	228,400	269,700	327,900	365,200	439,100	490,600	534,100
	15	229,800	271,100	329,100	366,800	440,400	491,800	535,300
	16	231,200	272,500	330,300	368,400	441,700	493,000	536,500
	17	232,400	273,900	331,500	369,800	442,800	494,000	537,700
	18	233,600	275,300	332,500	371,300	444,000	495,100	538,800
	19	234,800	276,700	333,500	372,800	445,200	496,200	539,900
	20	236,000	278,100	334,500	374,300	446,400	497,300	541,000
	21	237,100	279,400	335,400	375,700	447,400	498,500	542,100
	22	238,200	280,800	336,400	377,100	448,600	499,500	543,200
	23	239,300	282,200	337,400	378,500	449,800	500,500	544,300
	24	240,400	283,600	338,400	379,900	451,000	501,500	545,400
	25	241,600	284,800	339,300	381,400	452,000	502,600	546,400
	26	242,600	286,200	340,300	382,800	453,200	503,500	547,500
	27	243,600	287,600	341,300	384,200	454,400	504,400	548,600
	28	244,600	289,000	342,300	385,600	455,600	505,300	549,700
	29	245,600	290,200	343,200	386,800	456,600	506,100	550,600
	30	246,600	291,600	344,200	388,100	457,700	506,900	551,600
	31	247,600	293,000	345,200	389,400	458,800	507,700	552,600
	32	248,600	294,400	346,200	390,700	459,900	508,500	553,600
	33	249,400	295,600	347,000	391,800	460,900	509,300	554,500
	34	250,400	296,900	348,000	392,900	461,900	510,100	554,700
	35	251,400	298,200	349,000	394,000	462,900	510,900	554,900
	36	252,400	299,500	350,000	395,100	463,900	511,700	555,100
	37	253,200	300,900	350,800	396,000	464,900	512,300	555,300
	38	254,200	302,200	351,800	397,100	465,900	512,800	
	39	255,200	303,500	352,800	398,200	466,900	513,300	
	40	256,200	304,800	353,800	399,300	467,900	513,800	
	41	257,000	306,200	354,600	400,200	468,800	514,300	
	42	257,900	307,500	355,500	401,200	469,600		
	43	258,800	308,800	356,400	402,200	470,400		
	44	259,700	310,100	357,300	403,200	471,200		
	45	260,500	311,400	358,100	404,100	471,900		
	46	261,400	312,700	359,000	405,100	472,600		
	47	262,300	314,000	359,900	406,100	473,300		
	48	263,200	315,300	360,800	407,100	474,000		

**現 行**

49	264,000	316,400	339,300	375,700	437,800	498,500	550,600
50	264,900	317,600	340,300	377,100	439,100	499,500	551,600
51	265,800	318,800	341,300	378,500	440,400	500,500	552,600
52	266,700	320,000	342,300	379,900	441,700	501,500	553,600
53	267,400	321,200	343,200	381,400	442,800	502,600	554,500
54	268,300	322,400	344,200	382,800	444,000	503,500	554,700
55	269,200	323,600	345,200	384,200	445,200	504,400	554,900
56	270,100	324,800	346,200	385,600	446,400	505,300	555,100
57	270,800	326,000	347,000	386,800	447,400	506,100	555,300
58	271,700	327,000	348,000	388,100	448,600	506,900	
59	272,600	328,000	349,000	389,400	449,800	507,700	
60	273,500	329,000	350,000	390,700	451,000	508,500	
61	274,200	329,900	350,800	391,800	452,000	509,300	
62	275,000	330,900	351,800	392,900	453,200	510,100	
63	275,800	331,900	352,800	394,000	454,400	510,900	
64	276,600	332,900	353,800	395,100	455,600	511,700	
65	277,500	333,700	354,600	396,000	456,600	512,300	
66	278,300	334,600	355,500	397,100	457,700	512,800	
67	279,100	335,500	356,400	398,200	458,800	513,300	
68	279,900	336,400	357,300	399,300	459,900	513,800	
69	280,800	337,200	358,100	400,200	460,900	514,300	
70	281,600	338,100	359,000	401,200	461,900		
71	282,400	339,000	359,900	402,200	462,900		
72	283,200	339,900	360,800	403,200	463,900		
73	284,100	340,700	361,600	404,100	464,900		
74	284,900	341,600	362,500	405,100	465,900		
75	285,700	342,500	363,400	406,100	466,900		
76	286,500	343,400	364,300	407,100	467,900		
77	287,100	344,100	365,000	408,000	468,800		
78	287,800	345,000	365,900	408,900	469,600		
79	288,500	345,900	366,800	409,800	470,400		
80	289,200	346,800	367,700	410,700	471,200		
81	290,000	347,500	368,400	411,500	471,900		
82	290,700	348,300	369,000	412,400	472,600		
83	291,400	349,100	369,600	413,300	473,300		
84	292,100	349,900	370,200	414,200	474,000		
85	292,600	350,600	370,800	414,900	474,800		
86	293,000	351,400	371,400	415,700	475,300		
87	293,400	352,200	372,000	416,500	475,800		
88	293,800	353,000	372,600	417,300	476,300		
89	294,200	353,700	373,100	418,000	476,800		
90		354,300	373,700	418,800	477,300		
91		354,900	374,300	419,600	477,800		
92		355,500	374,900	420,400	478,300		
93		355,900	375,400	421,100	478,800		
94		356,500	376,000	421,900			
95		357,100	376,600	422,700			
96		357,700	377,200	423,500			
97		358,100	377,700	424,100			
98		358,700	378,300	424,900			
99		359,300	378,900	425,700			
100		359,900	379,500	426,500			

## 改 正 案

49	264,000	316,400	361,600	408,000	474,800
50	264,900	317,600	362,500	408,900	475,300
51	265,800	318,800	363,400	409,800	475,800
52	266,700	320,000	364,300	410,700	476,300
53	267,400	321,200	365,000	411,500	476,800
54	268,300	322,400	365,900	412,400	477,300
55	269,200	323,600	366,800	413,300	477,800
56	270,100	324,800	367,700	414,200	478,300
57	270,800	326,000	368,400	414,900	478,800
58	271,700	327,000	369,000	415,700	
59	272,600	328,000	369,600	416,500	
60	273,500	329,000	370,200	417,300	
61	274,200	329,900	370,800	418,000	
62	275,000	330,900	371,400	418,800	
63	275,800	331,900	372,000	419,600	
64	276,600	332,900	372,600	420,400	
65	277,500	333,700	373,100	421,100	
66	278,300	334,600	373,700	421,900	
67	279,100	335,500	374,300	422,700	
68	279,900	336,400	374,900	423,500	
69	280,800	337,200	375,400	424,100	
70	281,600	338,100	376,000	424,900	
71	282,400	339,000	376,600	425,700	
72	283,200	339,900	377,200	426,500	
73	284,100	340,700	377,700	427,100	
74	284,900	341,600	378,300	427,800	
75	285,700	342,500	378,900	428,500	
76	286,500	343,400	379,500	429,200	
77	287,100	344,100	380,000	430,000	
78	287,800	345,000	380,600	430,700	
79	288,500	345,900	381,200	431,400	
80	289,200	346,800	381,800	432,100	
81	290,000	347,500	382,200	432,900	
82	290,700	348,300	382,800	433,600	
83	291,400	349,100	383,400	434,300	
84	292,100	349,900	384,000	435,000	
85	292,600	350,600	384,400	435,700	
86	293,000	351,400	385,000	436,400	
87	293,400	352,200	385,600	437,100	
88	293,800	353,000	386,200	437,800	
89	294,200	353,700	386,600	438,500	
90		354,300	387,100	439,200	
91		354,900	387,600	439,900	
92		355,500	388,100	440,600	
93		355,900	388,700	441,200	
94		356,500	389,200	441,600	
95		357,100	389,700	442,000	
96		357,700	390,200	442,400	
97		358,100	390,700	442,600	
98		358,700	391,100		
99		359,300	391,500		
100		359,900	391,900		

**現 行**

	101		360,300	380,000	427,100			
	102		360,800	380,600	427,800			
	103		361,300	381,200	428,500			
	104		361,800	381,800	429,200			
	105		362,200	382,200	430,000			
	106			382,800	430,700			
	107			383,400	431,400			
	108			384,000	432,100			
	109			384,400	432,900			
	110			385,000	433,600			
	111			385,600	434,300			
	112			386,200	435,000			
	113			386,600	435,700			
	114			387,100	436,400			
	115			387,600	437,100			
	116			388,100	437,800			
	117			388,700	438,500			
	118			389,200	439,200			
	119			389,700	439,900			
	120			390,200	440,600			
	121			390,700	441,200			
	122			391,100	441,600			
	123			391,500	442,000			
	124			391,900	442,400			
	125			392,200	442,600			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		198,300	246,600	273,400	292,000	329,500	379,000	439,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

## 改正案

	101		360,300	392,200				
	102		360,800					
	103		361,300					
	104		361,800					
	105		362,200					
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		198,300	246,600	273,400	292,000	329,500	379,000	439,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

○ 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条（略） （扶養手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2)～(7)</u>（略）</p> <p>第4条の2（略） （住居手当）</p> <p>第4条の3 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第4条の5の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置した宿舍その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、規則で定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>第4条の4～第14条の4（略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第15条 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員については、<u>第4条、第4条の3</u>及び第11条の規定は適用しない。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （扶養手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>（削る）</p> <p><u>(1)～(6)</u>（略）</p> <p>第4条の2（略） （住居手当）</p> <p>第4条の3 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第4条の5の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）</u>が居住するための住宅（市が設置した宿舍その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、規則で定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>第4条の4～第14条の4（略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第15条 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員については、第4条及び第11条の規定は適用しない。</p> <p>（以下略）</p>

○ 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 案
<p>附 則(令和4年6月23日条例第33号)抄</p> <p>第1条～第12条 (略)            (改正後の福岡市職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新給与条例第6条第2項から第10項まで、<u>第8条の2から第10条まで及び第10条の3</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。            (改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例における暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第14条 第12条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、<u>第4条の3</u>及び第11条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>附 則(令和4年6月23日条例第33号)抄</p> <p>第1条～第12条 (略)            (改正後の福岡市職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新給与条例第6条第2項から第10項まで、<u>第8条の2及び第9条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。            (改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例における暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>第14条 第12条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条及び第11条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>第15条 (略)</p>

#### (4)議案第51号(概要)

### 福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例案の概要

#### 第1 改正の理由

特殊勤務手当の制度の趣旨並びに国及び他の地方公共団体の状況等に鑑み、看護手当を廃止する必要がある。

#### 第2 改正の内容

特殊勤務手当の看護手当を廃止する。

(参考) 看護手当の概要

対象職員	手当額
以下の要件をすべて満たす職員 ・ 看護師、准看護師又は助産師の資格を有する職員 ・ 区役所保健福祉センター健康課に勤務する職員 ・ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員(保健師を除く。)	月額1,500円

#### 第3 施行期日(附則)

令和8年4月1日

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>第1条・第2条 (略) (第1種勤務差手当)</p> <p>第3条 第1種勤務差手当は、次に掲げる手当とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 看護手当</u> <u>(4) 国保手当</u> <u>(5) ヘリコプター従事者手当</u></p> <p>第6条 <u>削除</u> <u>(看護手当)</u></p> <p>第7条 <u>看護手当は、看護師、准看護師又は助産師(以下「看護師等」という。)の資格を有する職員で規則で定めるものに支給する。</u> <u>2 前項の手当の額は、月額1,500円とする。</u> (以下略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (第1種勤務差手当)</p> <p>第3条 第1種勤務差手当は、次に掲げる手当とする。 (1)・(2) (略) (削る) <u>(3) 国保手当</u> <u>(4) ヘリコプター従事者手当</u></p> <p>第6条及び第7条 <u>削除</u></p> <p>(以下略)</p>

## (5)議案第71号(概要)

### 福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例の一部を改正する条例案の概要

#### 1 改正の理由

租税特別措置法の一部改正に係る国の動向に鑑み、福岡市グローバル創業・雇用創出特区の取組みを推進し、もって本市の経済の活性化を図るため、福岡市指定法人に対する市税の特例措置等の適用期限を延長する必要がある。

#### 2 改正の内容

福岡市指定法人の指定を受けたものに対する市税の特例措置等について、現行期限（令和8年3月31日）を2年間延長し、令和10年3月31日を期限とするもの。

#### 市税の特例措置

福岡市指定法人の指定を受けた法人については、法人設立から5年以内に限り、対象事業に係る法人市民税法人税割を課税免除とする。

#### [主な指定要件]

- ・創業から5年未満の法人であること。
- ・事業の実施に当たり規制の特例措置等が重要な役割を果たすこと。
- ・「医療」「一定のIoT」「先進的なIT」のいずれかの分野で革新的な事業を行うこと。

#### 3 施行期日

公布の日

**福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例の一部を改正する条例案  
新旧対照表**

【下線部分が改正部分】

**福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例（平成 28 年福岡市条例第 60 号）**

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">（失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効の際、現に福岡市指定法人であるものについては、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">（失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和 10 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効の際、現に福岡市指定法人であるものについては、同日後もなおその効力を有する。</p>

(6) 議案第85号(概要)

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案の概要

1 福岡市宿泊税条例の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、引用する規定の項が繰り下がったことによるもの

改正箇所	改正前	改正後
第15条第1項第1号	同条第15項	同条第16項

2 福岡市子ども・子育て審議会条例等の一部改正

子ども・子育て支援法の一部改正により、引用する規定が変更されたことによるもの

改正条例・改正箇所	改正前	改正後
福岡市子ども・子育て審議会条例 第1条第2項第3号	第77条第1項	第72条第1項
福岡市子ども・子育て審議会条例 第2条第4号	第77条第1項各号	第72条第1項各号
福岡市立小呂保育所条例 第2条第1号	第19条第1項第2号	第19条第2号

3 福岡市立障がい者就労支援センター条例等の一部改正

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、引用する規定の項が繰り下がったことによるもの

改正条例・改正箇所	改正前	改正後
福岡市立障がい者就労支援センター条例 第2条第2号	第5条第13項	第5条第14項
福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例 第2条第1号		
福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例 第2条第2号	第5条第14項	第5条第15項

改正条例・改正箇所	改正前	改正後
福岡市立心身障がい福祉センター条例 第2条第8号	第5条第18項	第5条第19項
福岡市立療育センター条例 第2条第6号		
福岡市立児童発達支援センター条例 第2条第1項第3号及び第2項第4号		

- 4 公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例の一部改正  
道路運送法施行規則の一部改正により、引用する規定の号が繰り上がったことによるもの

改正箇所	改正前	改正後
第2条第4号	第49条第3号	第49条第2号

- 5 福岡市建築関係手数料条例の一部改正  
建築基準法施行令の一部改正により、引用する規定の項が繰り下がったことによるもの

改正箇所	改正前	改正後
別表第1 42の6の項	第137条の12第6項又は第7項	第137条の12第11項又は第12項

- 6 施行期日  
公布の日



# 3. 組織編成案

・下線は変更部分  
 ・職員数欄の()は職員の増減数  
 ※局内における組織の統廃合等に伴う増減を除く

令和7年度 (R7.4.1現在)		令和8年度 (R8.4.1現在)	
総務企画局	271	総務企画局	<u>274</u> (+3)
1理事 10部 31課 72係 12主査 ※ 会計年度任用職員 任期1年87人、任期1年未満1人		1理事 10部 31課 <u>73</u> 係 13主査 ※ 会計年度任用職員 任期1年92人、任期1年未満0人	
理事	1	理事	1
行政部	36	行政部	<u>45</u>
総務課 8 (総務係、財務係) 情報公開室 5 (情報公開係、個人情報保護係) 法制課 14 (法制係③、訟務係、主査) ↳ 課長※審理員(2) (主査) 行政マネジメント課 6 (行政マネジメント係、主査②) 公正職務推進室 2 (公正職務推進係) 【行政マネジメント課長が兼務】	総務課 8 (総務係、財務係) 情報公開室 5 (情報公開係、個人情報保護係) 法制課 14 (法制係③、訟務係、主査) ↳ 課長※審理員(2) (主査) × 行政マネジメント課 (▲3) ※廃止・統合 ※行政事務センターは市民局へ移管 × 公正職務推進室 ※廃止・統合 部長※サービスデザイン 1 サービスデザイン課 8 (サービスデザイン係③) 組織定数課 8 (組織定数係④)		
		部長※働き方DX推進	5
		【部長※サービスデザインが兼務】 ↳ 課長※働き方DX推進 2 (主査) 【ICTガバナンス課長が兼務】 ↳ 課長※働き方DX推進 <u>2</u> (主査) 【DX戦略課長が兼務】 ↳ 課長※働き方DX推進 <u>1</u> (主査) 【サービスデザイン課長が兼務】 ↳ 課長※働き方DX推進 0 【統計調査課長が兼務】 ↳ 課長※働き方DX推進 0 【人事課長が兼務】 ↳ 課長※働き方DX推進 0 【研修企画課長が兼務】 ↳ 課長※働き方DX推進 0 【労務課長が兼務】	

令和7年度 (R7.4.1現在)	令和8年度 (R8.4.1現在)
<p><b>D X 戦略部 70</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 情報システム課 32 (管理係、業務システム第1・第2係、情報インフラ整備係、主査)</li> <li>— データ活用推進課 7 (データ活用推進係②)</li> <li>— システム刷新課 15 (システム刷新係⑥)</li> <li>— 部長※サービスデザイン 1</li> <li>— D X 戦略課 6 (DX戦略係③)</li> <li>— サービスデザイン課 8 (サービスデザイン係③)</li> <li>— 課長※サービスデザイン 0</li> </ul> <p>【組織定数課長が兼務】</p> <p><b>部長※働き方DX推進 5</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 課長※働き方DX推進 0</li> <li>— 課長※働き方DX推進 2 (主査)</li> <li>— 課長※働き方DX推進 1 (主査)</li> <li>— 課長※働き方DX推進 2 (主査)</li> <li>— 課長※働き方DX推進 0</li> <li>— 課長※働き方DX推進 0</li> <li>— 課長※働き方DX推進 0</li> <li>— 課長※働き方DX推進 0</li> <li>— 課長※働き方DX推進 0</li> </ul> <p>【部長※サービスデザインが兼務】</p> <p>【行政マネジメント課長が兼務】</p> <p>【情報システム課長が兼務】</p> <p>【データ活用推進課長が兼務】</p> <p>【DX戦略課長が兼務】</p> <p>【サービスデザイン課長が兼務】</p> <p>【統計調査課長が兼務】</p> <p>【人事課長が兼務】</p> <p>【研修企画課長が兼務】</p> <p>【労務課長が兼務】</p>	<p><b>D X 戦略部 65</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— ICTガバナンス課 <u>17</u> (管理係、ICTガバナンス係、情報インフラ整備係) (+1)</li> <li>— 情報システム課 <u>19</u> (業務システム第1・第2係、主査)</li> <li>— ×データ活用推進課 ※廃止・統合</li> <li>— システム刷新課 15 (システム刷新係⑥)</li> <li>— ×部長※サービスデザイン ※行政部へ移管</li> <li>— D X 戦略課 <u>13</u> (DX戦略係④、AI活用推進係) (+2)</li> <li>— ×サービスデザイン課 ※行政部へ移管</li> <li>— ×課長※サービスデザイン ※廃止</li> </ul> <p><b>×部長※働き方DX推進</b></p> <p>※組織順変更、組織改編に伴い一部廃止</p>

令和7年度 (R7.4.1現在)	令和8年度 (R8.4.1現在)
<p>企画調整部 41</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部長※国家戦略特区等推進 1</li> <li>部長※事業調整 1</li> <li>企画課長 ⑧ 30 (企画係⑥)</li> <li>【DX戦略課長が兼務】</li> <li>【課長※水資源対策が兼務】</li> <li>統計調査課 8 (統計解析係、調査係)</li> </ul>	<p>企画調整部 41</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部長※国家戦略特区等推進 1</li> <li>部長※事業調整 1</li> <li>企画課長 ⑦ 31 (+1) (企画係③)</li> <li>×【DX戦略課長が兼務】</li> <li>【課長※水資源対策が兼務】</li> <li>統計調査課 7 (▲1) (統計解析係、調査係)</li> </ul>
<p>部長※水資源対策 3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課長※水資源対策 2 (主査)</li> </ul>	<p>部長※水資源対策 3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課長※水資源対策 2 (主査)</li> </ul>
<p>国際部 26</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際政策課 6 (国際政策係、主査②)</li> <li>多文化共生課 7 (多文化共生係③)</li> <li>国際交流課 7 (国際交流係②、主査②)</li> <li>アジア連携課 5 (アジア連携係②)</li> </ul>	<p>国際部 29</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際政策課 9 (+3) (国際政策係、主査⑤)</li> <li>多文化共生課 7 (多文化共生係③)</li> <li>国際交流課 7 (国際交流係②、主査②)</li> <li>アジア連携課 5 (アジア連携係②)</li> </ul>
<p>人事部 80</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事課 30 (庶務係、給与支給第1・第2係、人事第1・第2・第3・第4係)</li> <li>研修企画課 8 (研修第1・第2係)</li> <li>職員健康課 9 (安全衛生係、補償係) <ul style="list-style-type: none"> <li>産業医 (1)</li> </ul> </li> <li>組織定数課 7 (組織定数係③)</li> <li>労務課 10 (労務係、給与制度係)</li> <li>職員共済課 15 (保健医療係、年金係)</li> </ul>	<p>人事部 76</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事課 14 (庶務係、人事係、人事企画係)</li> <li>服務課 10 (服務指導係、職場適正係、公正職務推進係)</li> <li>研修企画課 8 (研修第1・第2係)</li> <li>職員健康課 9 (安全衛生係、補償係) <ul style="list-style-type: none"> <li>産業医 (1)</li> </ul> </li> <li>×組織定数課 ※行政部へ移管</li> <li>労務課 19 (労務係、給与制度係、給与支給第1・第2係)</li> <li>職員共済課 15 (保健医療係、年金係)</li> </ul>
<p>東京事務所 8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次長 ② 7 (調整係④)</li> </ul>	<p>東京事務所 8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次長 ② 7 (調整係④)</li> </ul>